

千葉県地震防災戦略

平成29年7月改訂

千葉県

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 経緯	1
2 地震防災戦略の内容	2
3 千葉県地域防災計画への反映	2
4 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置づけ	3
第2章 想定地震の被害概要	4
第3章 減災施策と具体目標	6
1 施策体系	6
2 減災施策の内容	10
I 予防対策による減災	10
① 耐震化による減災対策	10
② 都市型災害への対応	14
③ 沿岸・埋立て地域等における減災対策	16
④ 孤立集落等対策	20
⑤ 安全な県土の整備	20
⑥ 防災教育等の推進	29
II 応急対策による減災	32
⑦ 災害対応能力の向上	32
⑧ 災害拡大の防止	35
⑨ 防災に関する組織の整備	45
⑩ 地域の防災力の向上	46
⑪ 緊急物資等の確保の推進	47
⑫ 環境・衛生対策の推進	49
III 復旧・復興対策による減災	51
⑬ 復旧・復興体制の整備	51
⑭ 住宅・都市の復旧・復興	52
⑮ 生活・産業の復旧・復興	53
第4章 千葉県北西部直下地震における対策効果の検討	57

第1章 基本的な考え方

1 経緯

平成18年3月の地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の改正により、都道府県は想定される地震災害を明らかにして、その地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとなりました。

千葉県では、平成19年度に行った地震被害想定調査の結果等に基づき、県が実施する地震に関する長期的な行動計画として、平成21年9月に千葉県地震防災戦略を策定し、これまで防災対策を進めてきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策を推進していくことが重要であると認識され、国は、平成25年12月に首都直下地震の地震被害想定調査を公表するとともに、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)を制定しました。同法では、千葉県全域が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震被害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域である「首都直下地震緊急対策区域」に指定され、県は「地方緊急対策実施計画」を作成することができるとされました。

また、県では、東日本大震災や国の地震被害想定調査などから得られた科学的知見を踏まえ、平成26・27年度に新たな地震被害想定調査(以下「新たな地震被害想定調査」という。)を実施しました。

そこで、新たな地震被害想定調査の結果や東日本大震災の教訓などに対応するとともに、千葉県全域が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されたことを踏まえ、地震・津波による被害を軽減するため、このたび、地震防災戦略の改訂を行いました。

今回の改訂により見直しを行った事項は以下のとおりです。

(1) 想定地震及び減災目標の変更

新たな地震被害想定調査では、「千葉県北西部直下地震」を想定地震として被害量を算出しました。そこで、千葉県北西部直下地震で想定される死者数及び経済被害額を概ね半減させることを減災目標とし、施策の実施期間を平成29年度から平成38年度までの10年間としました。

(2) 施策の整理

減災目標を達成するための減災施策について、3つの施策区分(Ⅰ予防対策による減災、Ⅱ応急対策による減災、Ⅲ復旧・復興対策による減災)はそのままに、15の施策の柱(1増)、56の施策項目(1増)に体系化しました。

さらに個別施策については、すでに目標を達成した施策等を削除するとともに、新規施策の追加や既存施策の見直しなどを行い、173の個別施策(22増)に整理しました。

なお、個別施策の実施期間は、5年以内の施策(早期施策)、もしくは5年を超える施策(長期施策)に区分しています。

(3) 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置付け

本地震防災戦略における個別施策群は、東京圏及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震(首都直下地震対策特別措置法2条第1項における「首都直下地震」)を対象とした地震被害想定結果を計画的に軽減させる地震・津波対策でもあることから、別途、同法における基本的事項を定め、本地震防災戦略を「地方緊急対策実施計画」として位置付けることとしました。

2 地震防災戦略の内容

本地震防災戦略では、新たな地震被害想定調査の想定地震である千葉県北西部直下地震を対象として、耐震化対策や津波・液状化対策、防災教育の推進、地域防災力の向上等の施策に取り組むことにより、想定される死者数・経済被害額を平成38年度までの10年間で概ね半減させることを減災目標としています。

なお、本地震防災戦略で取りまとめた個別施策については、千葉県北西部直下地震に限らず、本県に影響を及ぼす様々な地震・津波被害に対して適用できるものです。

(1) 減災目標

千葉県北西部直下地震における死者数を約2,100人から約930人へ、経済被害額を約9兆6,500億円から約4兆1,000億円へ概ね半減させる。

(2) 対象期間

平成29年度から平成38年度まで

(3) 施策体系

主に、以下のⅠ～Ⅲの施策区分により構成されています。

Ⅰ 予防対策による減災…6本の柱、25の施策項目、95の個別施策
(早期施策：27、長期施策：68)

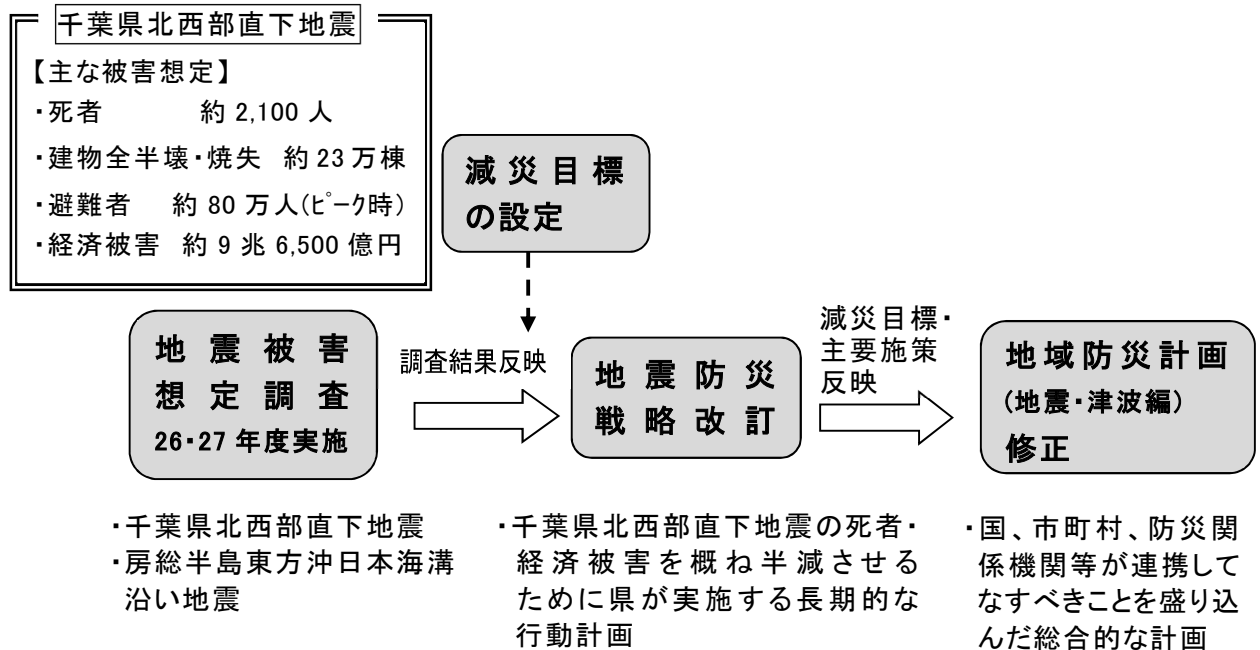
Ⅱ 応急対策による減災…6本の柱、20の施策項目、58の個別施策
(早期施策：6、長期施策：52)

Ⅲ 復旧・復興対策による減災…3本の柱、11の施策項目、20の個別施策
(早期施策：0、長期施策：20)

3 千葉県地域防災計画への反映

地域防災計画は、国・県・市町村・県民・その他防災関係機関が連携して地震・風水害・大規模事故などの災害から県民の生命・身体・財産を守るため、災害対策基本法に基づき、それぞれの機関がなすべきことを盛り込んだ総合計画です。

地震防災戦略の改訂にともない、本戦略の減災目標や主要施策については、同計画の地震・津波編に反映します。



4 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置づけ

本地震防災戦略は、首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとし、同法第 21 条の規定に基づく基本事項を以下に定めます。

- (1) 緊急対策区域：県内全域(国の首都直下地震被害想定調査において震度 6 弱以上)
- (2) 計画の目標：千葉県北西部直下地震における死者数を約 2,100 人から約 930 人へ、経済被害額を約 9 兆 6,500 億円から約 4 兆 1,000 億円へ概ね半減させる。
- (3) 計画の期間：平成 29 年度～平成 38 年度
- (4) 首都直下地震対策のうち必要なもの：本地震防災戦略に定める全個別施策

第2章 想定地震の被害概要

千葉県北西部直下地震の被害想定結果概要は下表のとおりです。

表 想定地震の被害概要

千葉県北西部直下地震				
想定地震	地震の規模及びタイプ等		規模	マグニチュード7.3
			タイプ	プレート内部
			震源の深さ(破壊開始点の深さ)	約50km
			震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。
物的被害	建物被害		全壊・焼失棟数	約81,200 棟
			半壊棟数	約150,700 棟
	施 交 設 通	緊急輸送道路	被害箇所	約2,600 箇所
		港湾施設	港湾岸壁の被害箇所数	57 箇所
	ライフライン	電力	供給能力(ピーク時に対する割合)	約5 1 %
		都市ガス	停止戸数	約479,000 戸
		LPガス	機能障害世帯数	約82,100 世帯
		上水道	機能支障人口	約2,500,400 人
		下水道	直接影響人口	約184,600 人
人的被害	死傷者数	死者数	揺れ(倒壊等)	約660 人
			急傾斜地崩壊	約10 人
			火災	約1,400 人
			ブロック塀等の転倒ほか	約30 人
			小計	約2,100 人
		重傷者	揺れ(倒壊等)	約3,000 人
			急傾斜地崩壊	— 人
			火災	約660 人
			ブロック塀等の転倒ほか	約430 人
			小計	約4,100 人
		軽傷者	揺れ(倒壊等)	約18,600 人
			急傾斜地崩壊	約10 人
			火災	約1,700 人
			ブロック塀等の転倒ほか	約690 人
			小計	約21,000 人
	死傷者数合計		約27,200 人	
	避難者数		1日後	約298,300 人
2週間後			約806,600 人	
1ヶ月後			約507,900 人	

千葉県北西部直下地震				
人的被害	帰宅困難者数 (昼12時)	県内で帰宅困難者となる人	約736,400	人
		県外で帰宅困難者となる県民	約741,000	人
		合計	約1,477,000	人
	自力脱出困難者数(冬5時)		約9,100	人
	エレベーター停止台数		約2,500	台
経済被害額	直接	建物 住宅、家財、償却資産、棚卸資産	約7.13	兆円
		ライフライン 電力、通信、都市ガス、上・下水道	約0.47	兆円
		交通施設 道路、鉄道、港湾	約0.39	兆円
		その他公共土木施設	約0.15	兆円
	直接経済被害額合計		約8.14	兆円
	間接	間接経済被害額合計	約1.51	兆円
経済被害額合計			約9.65	兆円
その他	震災廃棄物	重量	約8,353,200	トン
		体積	約7,789,300	m ³

※1 地震による被害は、季節・時間や気象条件により大きく変わる。県では、①冬の5時、②冬の18時、③夏の12時の3ケースを想定し、さらに風速①4m/s、②8m/sのケースを想定して被害想定調査を実施した。この表の算出条件は、特に記載のない場合は冬の18時、風速8m/sとしている。

※2 シミュレーションには、技術の限界やデータの偏りがあることから、誤差を含むものである。

【参考】房総半島東方沖日本海溝沿い地震津波の被害想定結果概要

房総半島東方沖日本海溝沿い地震			
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード8.2
		タイプ	プレート境界
		震源の深さ(破壊開始点の深さ)	約25km
人的被害・建物被害	建物被害	全壊棟数	約2,900 棟
		半壊棟数	約6,700 棟
	人的被害(死者)	逃げない場合※3①	約5,600 人
		すぐに逃げた場合※3②	約10 人
その他	震災廃棄物	重量	約1,295,200 トン
		体積※4	約976,000～約1,197,100 m ³

※1 東北地方太平洋沖地震(2011)の震源域南側の日本海溝沿いにおける地震による津波の発生が危惧されたことから、銚子沖から南側の海域で発生する「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」(M8. 2)による津波の被害を想定した。なお、この地震は陸域から十分に離れていること、ほぼ同じ海域を震源とした延宝地震(1688)が津波地震(大きな揺れを伴わない地震)であったことから揺れによる被害は算出していない。

※2 最大津波高8.8m(銚子市)

※3 ①すぐには避難しない+避難しない場合、②津波発生直後に避難を開始した場合

※4 津波堆積物の体積換算については、乾燥程度で異なるため、幅のある結果となっている。

第3章 減災施策と具体目標

1 施策体系

減災目標を達成するための減災施策について、3つの施策区分（Ⅰ予防対策による減災、Ⅱ応急対策による減災、Ⅲ復旧・復興対策による減災）、15の施策の柱、56の施策項目、173の個別施策に体系化しました。

本地震防災戦略の施策イメージ及び施策体系は次図のとおりです。

千葉県地震防災戦略

減災とは

地震の発生を未然に防ぐことはできませんが、対策を行うことで被害を最小限にすることは可能です。
県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、千葉県が有する資源を最大限、有効に活用して、効果的に被害を軽減させる対策を実施する「減災」が重要となります。また、この減災に向かって、自助・共助・公助が連携して取り組むことが重要です。

減災目標と対象期間

【減災目標】
千葉県北西部直下地震で想定される
死者数、経済被害額の概ね半減

【対象期間】
平成29年度～平成38年度(10年間)

千葉県地震防災戦略の主な内容

- * 県が実施する地震対策に関する長期的な行動計画
- * 減災目標を達成するための減災施策
 - ・ 3つの施策区分
(予防、応急、復旧・復興)
 - ・ 県の地域特性や特徴的な災害を想定し、各種減災対策に取り組む
- * 減災施策を実施・展開することにより、想定される死者数を半減させるとともに、直接被害だけではなく、間接被害を含めた経済被害額を半減させることを目標

施策例
・ 災害拠点病院の機能の充実
・ 大規模災害時における応援受入体制の構築
・ 県の業務継続計画(震災編)の実効性の確保
・ 自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進

Ⅱ 応急対策
による減災

Ⅰ 予防対策
による減災

施策例
・ 住宅及び特定建築物等の耐震化の促進
・ 橋梁の耐震化の推進
・ 消防学校・防災研修センターの整備
・ 帰宅困難者対策の推進

千葉県
地震防災戦略

施策例
・ 復興本部の体制づくり
・ 都市基盤施設等の復旧・復興対策の検討
・ 地籍調査の推進

Ⅲ 復旧・復興
対策による
減災

千葉県地震防災戦略の施策体系(1)

I 予防対策による減災

①耐震化による減災対策

- 1 県有施設の耐震化の推進
(1)県有建築物の耐震化の推進
- 2 住宅等の耐震化の促進
(2)住宅及び特定建築物等の耐震化の促進 (3)宅地の耐震化の推進
- 3 災害拠点病院の耐震化の促進
(4)災害拠点病院の耐震化の促進
- 4 教育施設の耐震化の推進
(5)小中学校施設の耐震化の推進 (6)私立学校施設の耐震化の促進
(7)体育施設の耐震化の推進 (8)文化財施設等の耐震化の促進
- 5 橋梁・海岸施設・岸壁等の耐震化の推進
(9)橋梁の耐震化の推進 (10)海岸施設の耐震化の推進 (11)海岸保全施設の耐震・液状化対策の推進
(12)港湾における耐震強化岸壁の整備推進 (13)防災拠点漁港における耐震化の整備推進
(14)河川施設の耐震化の推進
- 6 ライフラインの耐震化の推進
(15)水道局の上水道施設耐震化の推進 (16)水道施設の耐震化の促進
(17)下水道施設の耐震化の推進 (18)工業用水道施設の耐震化の推進

②都市型災害への対応

- 7 帰宅困難者・滞留者対策の推進
(19)帰宅困難者対策の推進 (20)駅や空港等における滞留者対策の推進
- 8 中高層建築物対策の推進
(21)高層集合住宅における共同備蓄対策の促進 (22)エレベーターの停止に対する復旧対策の推進
(23)エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

③沿岸・埋立て地域等における減災対策

- 9 津波対策の推進
(24)津波に対する訓練・啓発の推進 (25)港湾における津波避難対策の推進
(26)津波避難計画の作成支援 (27)最大規模の津波浸水想定の設定
(28)海岸施設の津波対策の推進 (29)海岸保全施設の整備(嵩上げ)の推進
(30)海岸堤防の整備の推進 (31)水門・樋門の自動化(建設海岸)
(32)河川施設の津波対策の推進 (33)水門・樋門の自動化(津波対策河川)
- 10 石油コンビナート対策の推進
(34)千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し
(35)石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所への立入調査の実施
(36)長周期地震動による石油タンクへの影響確認及び対策に関する検討 (37)流出油防除用資機材の整備
- 11 液状化対策の推進
(38)水道管路の液状化対策の推進 (39)下水道の液状化対策の推進
(40)液状化の危険性や対策についての啓発

④孤立集落等対策

- 12 孤立集落等対策の実施
(41)孤立が予想される地域の土砂災害防止対策の推進、地すべり対策の推進
(42)孤立集落対策の推進 (43)災害危険箇所等の資料化

⑤安全な県土の整備

- 13 道路・橋梁等の整備の推進
(44)緊急輸送道路等の整備の推進 (45)高規格幹線道路等の整備の促進
(46)道路法面对策の推進 (47)農道橋(15m以上)の橋梁点検耐震調査の推進
- 14 土砂災害対策の推進
(48)土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査の推進
(49)急傾斜地崩壊箇所の着手箇所の向上
- 15 災害に強いまちづくりの推進
(50)重点密集市街地の解消 (51)街路事業の推進
(52)無電柱化の推進 (53)緊急時の避難路等の整備及び延焼防止に資する緑地の確保
(54)県立都市公園の整備の推進 (55)消防施設等の整備の促進
(56)住宅用火災警報器の設置の普及 (57)感震ブレーカーの設置の普及
(58)防災製品の活用促進 (59)LPガスの放出防止対策の促進
- 16 構造物等の長寿命化の推進
(60)橋梁の戦略的な維持管理・更新の実施 (61)横断歩道橋の戦略的な維持管理・更新の実施
(62)トンネルの戦略的な維持管理・更新の実施 (63)門型標識の戦略的な維持管理・更新の実施
(64)ボックスカルバート等の戦略的な維持管理・更新の実施 (65)海岸施設長寿命化計画の策定
(66)ダムの施設長寿命化計画の策定 (67)砂防関係の施設長寿命化計画の策定
(68)河川管理施設の戦略的な維持管理・更新の実施
(69)港湾施設の戦略的な維持管理・更新の実施
(70)下水道施設の戦略的な維持管理・更新の実施
- 17 居住空間内外の安全確保対策の推進
(71)家具の転倒防止対策の促進 (72)自動販売機の転倒防止対策の促進
(73)ブロック塀対策の推進 (74)各種落下物対策の推進
- 18 農村地域や森林における防災対策の推進
(75)地すべり対策、ため池等の整備の推進 (76)土地改良施設の減災対策の推進
(77)山地災害危険地区の着手区数の向上 (78)海岸県有保安林の整備
- 19 教育施設の防災対策の推進
(79)学校が避難所になることへの対応の推進
(80)県立社会教育施設が避難所等になることへの対応の推進
- 20 危険物施設、高圧ガス製造施設等の防災対策の推進
(81)危険物施設への立入検査の実施 (82)危険物施設の安全管理者に対する講習会の実施
(83)高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底
- 21 毒物劇物製造業等施設の防災対策の推進
(84)毒物劇物製造業等施設の立入検査の徹底
(85)毒物劇物製造業等施設の取扱責任者に対する講習会の実施
- 22 ライフライン対策の推進
(86)ライフライン事業者との連携強化

⑥防災教育等の推進

- 23 防災教育の推進
(87)防災教育基礎講座等の充実 (88)地域・学校防災教育セミナーの開催
(89)学校と地域が連携して行う防災教育の推進
- 24 防災に関する普及啓発の推進
(90)防災意識の啓発 (91)防災意識調査の実施 (92)中・高校生の防災活動の推進
- 25 人材の育成
(93)訓練プログラムによる能力向上、防災危機管理スペシャリストの養成
(94)消防学校・防災研修センターの整備 (95)学校防災の人材育成の推進

千葉県地震防災戦略の施策体系（2）

Ⅱ 応急対策による減災

⑦災害対応能力の向上

26 防災に関する訓練の実施

- (96)災害対策本部運営訓練の実施 (97)消防応援活動調整本部運営訓練の実施
- (98)国・近隣都県市・市町村・警察・消防・自衛隊・海上保安庁・医療機関・企業・住民等による総合防災訓練の実施
- (99)自治体支援体制の充実 (100)石油コンビナート等防災訓練の実施
- (101)港湾BCPにおける訓練の実施 (102)災害警備訓練の実施

27 情報通信手段の整備

- (103)防災行政無線の整備・改良 (104)千葉県防災情報システムの整備・改良
- (105)震度情報ネットワークシステムの整備・改良
- (106)情報システムのバックアップの継続及び災害時対応マニュアルの充実

⑧災害拡大の防止

28 広域連携体制の充実強化

- (107)広域災害における他都道府県との連携 (108)大規模災害時における応援受入体制の構築

29 広報活動の推進

- (109)災害情報の収集と広報

30 県の業務継続体制の構築・強化

- (110)県の業務継続計画(震災編)の実効性の確保
- (111)土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立の推進及び体制強化
- (112)県警本部の備蓄食糧等の整備充実

31 救出救助活動体制の充実強化

- (113)応援ヘリコプターの運用計画の策定 (114)災害時における自衛隊との連携強化
- (115)警察本部の災害装備資機材の整備充実

32 医療救護体制の充実強化

- (116)災害拠点病院の機能の充実 (117)災害用医薬品の備蓄 (118)遺体の処理体制の構築

33 学校における応急対策の推進

- (119)学校の防災体制の充実
- (120)学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくりの推進
- (121)学校の運営再開に向けたスクールカウンセラー等の支援

34 公共交通機関の防災対策の推進

- (122)鉄・軌道事業者及び路線バス事業者との連携強化

35 避難者対策の推進

- (123)避難所運営訓練に関する市町村への支援
- (124)災害ボランティアの受入体制の充実 (125)外国人に配慮した避難所運営の支援
- (126)アレルギー疾患患者への配慮 (127)避難所等における相談受理、防犯指導等の実施

36 災害時における要配慮者への支援等の充実

- (128)避難行動要支援者に係る個別計画の策定支援
- (129)福祉避難所の指定又は協定締結の促進 (130)小域地域福祉フォーラムの設置促進
- (131)外国人向け災害情報提供の実施 (132)語学ボランティア派遣体制の整備
- (133)災害時における外国人支援人材の養成 (134)多言語での災害・防災対策の周知
- (135)難病患者等の治療体制の確保

37 治安の確保

- (136)被災地のパトロール強化等

38 被災建築物応急危険度判定体制等の確保

- (137)被災建築物応急危険度判定士の養成 (138)被災宅地危険度判定の充実

⑨防災に関する組織の整備

39 非常参集体制の強化

- (139)初動体制の充実強化

40 災害対策本部体制の強化

- (140)災害対策本部の機能強化 (141)災害発生時の庁舎等の管理

⑩地域の防災力の向上

41 地域防災力の向上

- (142)消防団員の確保対策の推進 (143)民間防火組織による防火防災知識の普及啓発
- (144)自主防災組織の活動カバー率の向上・活性化の推進
- (145)地域住民による自発的な防災ネットワークづくりへの支援

⑪緊急物資等の確保の推進

42 緊急物資等の確保

- (146)関係機関と連携した物資の調整・供給体制の検討 (147)食糧の確保
- (148)液化石油ガス、カセットコンロ等の応急生活物資等の確保

⑫環境・衛生対策の推進

43 し尿・ごみ・がれき対策の推進

- (149)市町村災害廃棄物処理計画の策定促進 (150)強靱な一般廃棄物処理施設の確保

44 生活衛生環境の確保

- (151)感染症予防対策の推進 (152)動物救護対策の推進

45 大気汚染の防止

- (153)大気汚染の防止

Ⅲ 復旧・復興対策による減災

⑬復旧・復興体制の整備

46 復旧・復興体制の整備

- (154)復興本部の体制づくり (155)未利用県有地リストの作成

47 復旧の容易な県土づくりの推進

- (156)地籍調査の推進

⑭住宅・都市の復旧・復興

48 住宅の供給

- (157)応急仮設住宅の建設用資機材等の調達体制の確保
- (158)高齢者や障害者に配慮した住宅供給体制の検討 (159)復興住宅の建設指針の検討

49 都市の復興

- (160)都市基盤施設等の復旧・復興対策の検討

⑮生活・産業の復旧・復興

50 被災者の生活支援

- (161)物価安定に係る消費者関連情報の検討 (162)悪質商法や便乗値上げの防止策の実施
- (163)被災納税者に対する県税の減免措置等の実施 (164)奨学資金の貸付
- (165)私立高等学校授業料の減免

51 被災者支援の周知

- (166)被災者への支援対策の広報

52 保健対策の推進

- (167)災害時保健活動の推進

53 福祉の確保

- (168)福祉の人材活用の推進

54 雇用対策の推進

- (169)労働相談及び就労支援

55 中小企業への支援

- (170)制度融資による金融支援 (171)BCPの啓蒙・普及

56 農林水産業への支援

- (172)農林漁業者への復旧資金の融資 (173)農業共済制度・漁業共済制度の適正な運営

2 減災施策の内容

減災施策の内容は次のとおりです。

- ・ 早期：早期施策（実施期間が5年以内の施策）… 33 施策
 長期：長期施策（実施期間が5年を超える施策）… 140 施策
- ・ <現状><目標>の値について、特に時点の記載のない場合は、平成28年11月時点で把握している直近の数値です。
- ・ 実施期間が平成38年度よりも前に終わる施策であっても、実施期間後も継続して実施する場合があります。

I 予防対策による減災

①耐震化による減災対策

1 県有施設の耐震化の推進

[主務課]

(1) 県有建築物の耐震化の推進〔平成32年度まで（早期）〕 「県有建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、特定建築物※や災害時の応急活動拠点となる建築物の耐震化の進捗管理を行う。庁内関係課からの受託による県有建築物の耐震工事等を実施する。 ※特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条による「特定既存耐震不適格建築物」と同等の用途・規模のものを指す（学校、病院、庁舎等の多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの） 《特定建築物及び震災時の応急活動拠点となる建築物等の耐震化率》 <現状> 95.6%（平成28年4月1日時点） <目標> 早期の完了（平成32年度） 但し、耐震化の整備計画等を検討している建築物については公共施設等総合管理計画及び現在策定作業中の個別施設計画に基づく施設の長寿命化改修等に併せて耐震化を図る。	施設改修課
--	--------------

2 住宅等の耐震化の促進

[主務課]

(2) 住宅及び特定建築物等の耐震化の促進〔平成38年度まで（長期）〕 平成28年1月に改定した千葉県耐震改修促進計画に基づき、住宅及び特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する建築物の耐震化に関する啓発や知識の普及、耐震相談会の開催等による相談体制の整備、耐震関連補助事業による市町村の支援などの施策を実施する。 《住宅及び特定建築物の耐震化率》 <現状> 住宅 約84%（平成25年度） 特定建築物 約92%（平成27年度） <目標> 平成32年度までに耐震化率を住宅 95%、 特定建築物 95%とし、その後も向上を図る。	建築指導課
--	--------------

(3) 宅地の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 関係市町村に対し、大規模盛土造成地の有無の調査に着手し、その結果をマップの形でホームページで公表するなど、県民への情報提供を図るよう働きかける。 《大規模盛土造成地の有無等の公表率》 ＜現状＞ 7.4%（平成 28 年度末） ＜目標＞ 100%（平成 32 年度末※その後も継続して実施）	都市計画課
---	-------

3 災害拠点病院の耐震化の促進

[主務課]

(4) 災害拠点病院の耐震化の促進〔平成 32 年度まで（早期）〕 災害時の医療救護活動拠点となる災害拠点病院の耐震化を促進する。 《病院の敷地内で患者が利用する建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門に限る）について、耐震化を促進する》 ＜現状＞ 86.3% ＜目標＞ 災害拠点病院の耐震化率を 95%にする。	医療整備課
--	-------

4 教育施設の耐震化の推進

[主務課]

(5) 小中学校施設の耐震化の推進〔平成 32 年度まで（早期）〕 児童生徒の安全を確保するとともに、地域の防災拠点（避難所）となる公立小中学校施設の耐震化を推進する。 《耐震性のない建物（Is 値 0.7 未満）の耐震化》 ＜現状＞ 施設の耐震化率 99.6%（平成 29 年 4 月 1 日時点） ※学校統合などの特殊事情があるもの以外は、ほぼ完了している。 ＜目標＞ 施設の耐震化率 100%	教育庁財務施設課
(6) 私立学校施設の耐震化の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 学校法人等に対して補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。 ＜現状＞ 耐震化率 86.2%（平成 28 年 4 月 1 日時点） ＜目標＞ 平成 32 年度までに耐震化率 95%	学事課
(7) 体育施設の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 体育施設利用者の安全を確保するとともに、震災時に応急活動拠点となる体育施設の耐震化を推進する。 《耐震診断の実施及び体育施設の耐震化》 ＜現状＞ 教育庁所管体育施設の耐震化率 61.5% （平成 28 年 4 月 1 日時点） ＜目標＞ 教育庁所管体育施設の耐震化の促進	教育庁体育課

(8) 文化財施設等の耐震化の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 文化財（建造物）所有者診断実施及び施設等耐震化を推進する。 文化財防火デー等防災訓練実施、普及啓発活動を推進する。 国・県指定文化財の防災設備等設置を推進する。 《文化財防火デー等防災訓練実施率の向上》 ＜現状＞ 文化財防火デー等防災訓練の市町村実施率 66.7% （平成 27 年度） ＜目標＞ 文化財防火デー等防災訓練の実施率の増加を目指す。	教育庁文化財課
---	---------

5 橋梁・海岸施設・岸壁等の耐震化の推進

[主務課]

(9) 橋梁の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 緊急輸送道路を中心に、耐震強度の低い橋梁の耐震化を図ることにより、災害に強い道づくりに努める。 《橋梁の耐震化》 ＜現状＞ 要対策 7 橋（補強 5 橋 架換 2 橋）（平成 27 年度末） ＜目標＞ 要対策 7 橋の耐震化完了	道路整備課、 道路環境課
(10) 海岸施設の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震による護岸等の損壊を防止するため、海岸施設の耐震化対策を進める。 ＜現状＞ 38%（平成 28 年 9 月末） ＜目標＞ 平成 32 年度までに海岸施設の耐震化対策の実施率を 63%とし、その後も継続して推進を図る。	河川整備課
(11) 海岸保全施設の耐震・液状化対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 海岸保全施設の耐震・液状化対策等を計画的かつ着実に進め、浸水被害を防止する。 ＜現状＞ 水門 4 施設の整備を実施 ＜目標＞ 平成 31 年度までに水門 5 施設目の整備を実施し、その後も耐震・液状化対策を推進する。	港湾課
(12) 港湾における耐震強化岸壁の整備推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 大規模地震発生時における県民生活の維持のため、住民の避難、緊急物資の輸送に供する耐震強化岸壁の整備を推進する。 《耐震強化岸壁の整備（全体計画 10 バース）》 ＜現状＞ 7 バース ＜目標＞ 8 バース目の耐震強化岸壁の整備	港湾課

(13) 防災拠点漁港における耐震化の整備推進〔平成 31 年度まで（早期）〕 防災拠点漁港における緊急輸送ルートの耐震化を推進する。 ＜現状＞ 勝浦（港橋）、鴨川（鴨川マリーンブリッジ）の耐震化が行われていない。 ＜目標＞ 防災拠点漁港 4 港（銚子、大原、勝浦、鴨川）の内、勝浦・鴨川漁港の緊急輸送ルート（橋梁）の耐震化を行う。	漁港課
(14) 河川施設の耐震化の推進〔平成 36 年度まで（長期）〕 地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。 《河川護岸の耐震化対策の推進》 ＜現状＞ 44%（平成 27 年度末） ＜目標＞ 現在事業実施中の旧江戸川の河川護岸の耐震対策の実施率 100%	河川整備課

6 ライフラインの耐震化の推進

[主務課]

(15) 水道局の上水道施設耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 水道局の浄水場等施設及び管路の耐震化を推進する。 《水道局上水道施設の耐震化率》 ＜現状＞ ・浄水場等施設：95.3%（平成 27 年度末） ・管路：18.4%（平成 27 年度末） ＜目標＞ ・浄・給水場等施設 99.1%（平成 32 年度までに） ・管路：23.8%（平成 32 年度までに）	水道局浄水課、 水道局給水課
(16) 水道施設の耐震化の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 断減水による県民生活への影響を未然に防止・軽減するため、水道施設の耐震化を促進する。 ＜現状＞ ・耐震化計画を策定している事業者数 35 事業者/県内 47 事業者 ・耐震化率が全国平均以上の事業者数 基幹管路耐震適合率 29 事業者/45 事業者、浄水施設耐震化率 14 事業者/42 事業者、配水池耐震化率 16 事業者/45 事業者（平成 27 年度末） ・重要給水施設を位置付けている事業者数 36 事業者/県内 41 事業者 ＜目標＞ ・県内全ての水道事業者が、耐震化計画を策定する。 ・県内全ての水道事業者が、水道施設における耐震化率を全国平均以上とする。 ・県内全ての水道事業者が、基幹病院等を重要給水施設へ位置付ける。	水政課

(17) 下水道施設の耐震化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 下水道の管渠施設の耐震化を推進することにより流下機能を確保する。また、処理場施設の耐震化を推進することにより簡易処理機能を確保する。 ＜現状＞ 管渠施設・ポンプ施設・処理場施設の耐震化を推進している。 ＜目標＞ 管渠施設・ポンプ施設・処理場施設の耐震化を推進する。	下水道課
(18) 工業用水道施設の耐震化の推進〔平成 29 年度まで（早期）〕 工業用水道施設の耐震化を図るため管路施設の布設替工事を実施する。 《耐震性を高めるため、PS コンクリート管を布設替する。》 ＜現状＞ 4.9km（平成 27 年度末） ＜目標＞ コンクリート管の布設替 7.2km（平成 29 年度までに） 【参考】 耐震性を有する施設（平成 29 年度末見込み） ・土木施設 17 / 53 施設 ・管路 約 210 / 約 380 km ・水管橋 13 / 84 施設	水道局施設設備課

②都市型災害への対応

7 帰宅困難者・滞留者対策の推進

[主務課]

(19) 帰宅困難者対策の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕 帰宅困難者の一斉帰宅を減少させるための対策や帰宅時の支援方策等について、九都県市や市町村、企業等と連携を強化、推進する。 ＜現状＞ ・「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」において「むやみに移動を開始しない」ことの一斉広報を実施。 ・九都県市首脳会議の取組みとして、広報啓発ポスターを作成し、JR の主要駅等に掲示、啓発リーフレットを作成配布。 ＜目標＞ 九都県市や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。	防災政策課
(20) 駅や空港等における滞留者対策の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕 帰宅困難者の一斉帰宅を減少させるための対策や帰宅時の支援方策等について、九都県市や市町村、企業等と連携を強化、推進する。 ＜現状＞ 県内 9 地区において駅周辺帰宅困難者等対策協議会が設立（平成 28 年度末） ＜目標＞ 各市町村における駅周辺帰宅困難者等対策協議会等の設立を支援し、地域の実情に応じた対策を進める。	防災政策課

8 中高層建築物対策の推進

[主務課]

(21) 高層集合住宅における共同備蓄対策の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 高層集合住宅の管理組合による共同備蓄の促進や、高層集合住宅への自主防災組織の設置促進を行う。 ＜現状＞ 未着手 ＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、高層集合住宅における共同備蓄に関する広報・啓発を行う。	防災政策課
(22) エレベーターの停止に対する復旧対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震による揺れや停電によりエレベーターが停止し閉じ込められた場合の復旧について、情報の共有化など関係団体等と連携して対策を進める。 ＜現状＞ 未着手 ＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、エレベーターが停止し閉じ込められた場合の復旧方策に関する広報・啓発を行う。	防災政策課
(23) エレベーターの閉じ込め防止対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 エレベーターの地震時の閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。 ＜現状＞ 定期報告等の機会を捉えて地震時管制運転装置の設置の啓発に努めている。地震時管制運転装置の普及率は、平成 27 年 5 月に 33%であったが、平成 28 年 11 月は 40%に向上している。 ＜目標＞ 計画期間中継続してエレベーター所有者への啓発に努める。	建築指導課

③沿岸・埋立て地域等における減災対策

9 津波対策の推進

[主務課]

(24) 津波に対する訓練・啓発の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 津波が発生した場合、一刻も早く高い場所へ避難することが必要であるため、津波に対する意識の高揚を図るとともに、避難場所や避難経路が広く周知されるように啓発活動及び訓練の実施について市町村へ働きかける。 《該当市町村で津波の啓発事業や訓練等を実施させる仕組みを整備する。》 ＜現状＞ 年 1 回訓練の実施。 平成 28 年度は、大網白里市と共催で訓練を実施（10/23）。 ＜目標＞ 千葉県津波避難計画策定指針及び各市町村が策定する津波避難計画に基づいた、実効性のある訓練を実施することで、津波災害に対する意識の高揚を図る。	危機管理課
(25) 港湾における津波避難対策の推進〔平成 32 年度まで（早期）〕 避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波からの避難を確実に実施するため、津波避難対策を検討し、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練等を検討する。 《港湾における津波避難対策》 ＜現状＞ 未検討（平成 28 年） ＜目標＞ 検討済	港湾課
(26) 津波避難計画の作成支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 海岸線等を有し、津波による浸水が想定される市町村においては、迅速に一時的な避難ができる場所を確保するとともに、津波発生時には避難に必要な津波情報の伝達をする必要がある。このことから、市町村に対して観光客等を考慮した避難場所の確保や避難誘導、情報伝達など、津波に対する避難計画作成の支援を図る。 《沿岸 27 市町村で避難計画を作成》 ＜現状＞ 14 市町村が策定済み（平成 28 年 9 月末時点） ＜目標＞ 該当市町村で津波避難計画を作成	防災政策課
(27) 最大規模の津波浸水想定の設定〔平成 29 年度まで（早期）〕 想定し得る最大規模の津波に係る浸水想定の設定、また、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸について、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域の指定等に向けた検討を進める。 ＜現状＞ 未完了（平成 29 年 4 月時点） ＜目標＞ 最大規模の津波浸水想定の設定	河川整備課

(28) 海岸施設の津波対策の推進〔平成 30 年度まで（早期）〕 東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、甚大な被害が発生した九十九里沿岸については、早急な対策を講ずる必要があることから、海岸施設による津波対策を図る。 《九十九里沿岸の堤防の嵩上げ実施率》 ＜現状＞ 60%（平成 28 年 11 月末時点） ＜目標＞ 100%	河川整備課
(29) 海岸保全施設の整備（嵩上げ）の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 海岸保全施設等の高さの見直しを行った「海岸保全基本計画」に基づき、比較的発生頻度の高い津波を対象に、防潮堤の嵩上げ等、津波対策を実施する。 ＜現状＞ 0.0km ※詳細設計・海づくり会議 ＜目標＞ 平成 31 年度までに港湾海岸における津波対策を 0.3km 整備し、その後も推進を図る。	港湾課
(30) 海岸堤防の整備の推進〔平成 32 年度まで（早期）〕 漁港海岸における津波対策のための海岸堤防を整備推進する（被災地域の九十九里地域を行う）。 ＜現状＞ 0km ＜目標＞ 海岸堤防の整備（対象延長 3.2km）	漁港課
(31) 水門・樋門の自動化（建設海岸）〔平成 30 年度まで（早期）〕 海岸保全施設の整備により、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進め、水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る。 ＜現状＞ 未対応（平成 29 年 4 月時点） ＜目標＞ 水門・樋門の自動化（建設海岸）	河川整備課
(32) 河川施設の津波対策の推進〔平成 30 年度まで（早期）〕 東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、甚大な被害が発生した九十九里沿岸については、早急な対策を講ずる必要があることから、堤防の嵩上げ等、河川津波対策を実施する。 《早急な対策が必要な 7 河川の堤防の嵩上げ実施率》 ＜現状＞ 58%（平成 28 年度当初） ＜目標＞ 100%	河川整備課
(33) 水門・樋門の自動化（津波対策河川）〔平成 30 年度まで（早期）〕 平成 23 年東日本大震災で被災を受けた太平洋沿いの河川管理施設の耐震化・津波対策等を、計画的かつ着実に進め、水門、樋門の自動化を検討しつつ、確実な作業と操作員の安全を確保する。 ＜現状＞ 未対応（平成 29 年 4 月時点） ＜目標＞ 水門・樋門の自動化（津波対策河川）	河川整備課

10 石油コンビナート対策の推進

[主務課]

(34) 千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し〔平成 38 年度まで（長期）〕 平成 26 年度から 2 カ年で実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果による千葉県石油コンビナート等防災計画の修正を行うと共に、以降も毎年検討を加え、必要がある場合に修正する。 ＜現状＞ 平成 26 年 3 月修正版（平成 28 年 3 月時点） ＜目標＞ 平成 29 年度は、主に防災アセスメント調査結果を反映するための計画修正を行う。 平成 30 年度以降は、計画内容に検討を加え必要に応じて修正する。	消防課
(35) 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所への立入調査の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 特定防災施設や防災資機材の維持管理状況及び災害時の応急措置等について、消防機関及び海上警備救難機関等と連携して立入調査を実施して状況確認を行うとともに、不備がある場合には是正指導を行う。 《4 年間で全ての特定事業所及び共同防災組織で実施し、その後も同様とする。》 ＜現状＞ 71 事業所、11 共同防災組織（平成 25～28 年度） ＜目標＞ 71 事業所、11 共同防災組織（平成 29～32 年度） 71 事業所、11 共同防災組織（平成 33～36 年度）	消防課
(36) 長周期地震動による石油タンクへの影響確認及び対策に関する検討〔平成 38 年度まで（長期）〕 内閣府が公表する相模トラフの長周期地震動データを入手して、県内石油タンクへの影響を確認し、影響が大きい場合には対策を検討する。 ＜現状＞ 平成 28 年 1 月 18 日に、内閣府において「相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会」が立ち上げられ、防災の観点から検討が行われている。 ＜目標＞ 内閣府が公表する相模トラフの長周期地震動データを入手して、県内石油タンクへの影響を確認する。	消防課

(37) 流出油防除用資機材の整備〔平成 38 年度まで（長期）〕 大規模な油流出事案に対処するため、県において必要な防除資機材を保有するとともに、特定事業所及び防災関係機関が相互応援できる体制を整えておく。 ＜現状＞ （県所有資機材：平成 28 年） オイルフェンス 12,096m 油吸着マット 23,941kg 油処理剤 8,665ℓ 油回収ネット 7,580m 油導入式浮枠 3 基 ＜目標＞ 県で保有する防除資機材について、毎年 1 回その保有量を取りまとめ、資機材の機能を考慮しながら必要量の維持・確保を図る。 また、特定事業所（石油コンビナート等災害防止法）との資機材に係る相互応援協定に基づき、相互の保有資機材量の情報共有を図る。	危機管理課
--	--------------

11 液状化対策の推進

[主務課]

(38) 水道管路の液状化対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 水道管路の液状化対策を推進する。 《湾岸埋立地域における管路の耐震化率》 ＜現状＞ 32.9%（平成 27 年度末） ＜目標＞ 51.5%（平成 32 年度までに）	水道局給水課
(39) 下水道の液状化対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 液状化によるマンホールの浮き上がり対策を推進する。 ＜現状＞ 毎年 1 回、対策に関する啓発を行っている。 ＜目標＞ 毎年 1 回、対策に関する啓発を行う。	下水道課
(40) 液状化の危険性や対策についての啓発〔平成 38 年度まで（長期）〕 沿岸地域、河口、河川・湖沼沿い、谷津、造成地などでの地震時の液状化の危険性や対策について、県民、事業者等に広く啓発を行う。 ＜現状＞ 地震被害想定調査で液状化の危険度やしやすさを算出し、ホームページ等で公表。 ＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、液状化の危険性や対策に関する広報・啓発を行う。	防災政策課

④孤立集落等対策

12 孤立集落等対策の実施

[主務課]

(41) 孤立が予想される地域の土砂災害防止対策の推進、地すべり対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 土砂災害防止対策、地すべり対策事業を推進する。 ＜現状＞ 65 箇所（着手済） ＜目標＞ 平成 32 年度までに土砂災害防災対策及び地すべり対策事業を 79 箇所着手済にし、その後も継続して推進を図る。	河川整備課
(42) 孤立集落対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 孤立するおそれのある地域における予防措置及び応急活動対策の指針の作成などを検討し、市町村の孤立集落対策を支援する。 ＜現状＞ 孤立する可能性のある集落の調査を平成 26 年 5 月に更新した。 ＜目標＞ 引き続き、国と連携しながら孤立集落の情報収集に努める。	防災政策課
(43) 災害危険箇所等の資料化〔平成 38 年度まで（長期）〕 土砂災害、津波・地震、洪水等のハザードマップや各種防災情報を活用した資料の整備を行う。 ＜現状＞ 各警察署において継続的に実施している。 ＜目標＞ ・ 資料化 ハザードマップ、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域等の災害関連情報を基にした各種資料の策定 ・ 管理者対策 防災関係機関に対する管理者対策の実施	警察本部警備課

⑤安全な県土の整備

13 道路・橋梁等の整備の推進

[主務課]

(44) 緊急輸送道路等の整備の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 緊急輸送道路等の県管理道路については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、バイパス整備や拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。 ＜現状＞ 国道・県道の整備を推進中 ＜目標＞ 国道・県道の整備を推進し、災害に強い道づくりに努める。	道路整備課
(45) 高規格幹線道路等の整備の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、高規格道路等の整備を促進する。 ＜現状＞ 高規格幹線道路の整備率 89%（平成 28 年） ＜目標＞ 高規格幹線道路の整備率の向上を図る。	道路計画課

(46) 道路法面对策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 国道・県道の法面对策を推進することにより、災害に強い道づくりに努める。 ＜現状＞ 要対策箇所の対策率 66%（平成 27 年度末） ＜目標＞ 緊急輸送道路を中心に県管理道路の法面对策を推進し、道路の防災、震災対策を図る。	道路環境課
(47) 農道橋（15m以上）の橋梁点検耐震調査の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 農道橋（15m以上）の橋梁点検耐震調査を推進する。 ＜現状＞ 12 橋（平成 28 年 3 月時点） ＜目標＞ 22 橋	耕地課

14 土砂災害対策の推進

[主務課]

(48) 土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査の推進〔平成 30 年度まで（早期）〕 県内にある土砂災害危険箇所について、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査を実施することにより、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図る。 《土砂災害防止法に基づく 1 回目の基礎調査の実施率》 ＜現状＞ 63.9%（7,033 箇所/11,000 箇所）（平成 29 年 3 月） ＜目標＞ 100%	河川環境課
(49) 急傾斜地崩壊危険箇所の着手箇所の向上〔平成 38 年度まで（長期）〕 急傾斜地崩壊危険箇所の着手箇所についての事業を進める。 《急傾斜地崩壊危険箇所の着手箇所の向上》 ＜現状＞ 506 箇所（平成 27 年度末） ＜目標＞ 511 箇所	河川整備課

15 災害に強いまちづくりの推進

[主務課]

(50) 重点密集市街地の解消〔平成 35 年度まで（長期）〕 市街地整備（密集市街地の解消）を推進する。 ＜現状＞ 新規事業のため未整備（計画中） ＜目標＞ 浦安市猫実 A 地区の密集市街地 0.9 ha を区画整理を用いて解消する。	市街地整備課、 建築指導課
(51) 街路事業の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 街路の整備により市街地における防災性向上を図る。 ＜現状＞ 都市計画道路の整備を推進中 ＜目標＞ 都市計画道路の整備を推進し、防災性向上を図る。	道路整備課

(52) 無電柱化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 県管理道路の無電柱化を推進することにより、災害に強い道づくりに努める。 《無電柱化の推進》 ＜現状＞ 26.7 kmを整備完了（平成 27 年度末） ＜目標＞ 緊急輸送道路を中心に県管理道路の無電柱化を推進し、震災時における道路閉塞等の防止等、防災性の向上を図る。	道路環境課、 道路整備課
(53) 緊急時の避難路等の整備及び延焼防止に資する緑地の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 土地区画整理事業を推進する。 《土地区画整理事業の整備面積率》 ＜現状＞ 58.1%（平成 27 年度） ＜目標＞ 平成 32 年度までに 94.8%とし、その後も継続して推進を図る。	市街地整備課
(54) 県立都市公園の整備の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震災害時に復旧・復興の拠点や周辺地区からの避難者を收容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所となるような防災機能を有する県立都市公園を整備する。 《整備中の県立都市公園の供用開始率》 ＜現状＞ 14.1% ＜目標＞ 平成 32 年度までに 28.6%にし、その後も向上を図る。	公園緑地課
(55) 消防施設等の整備の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 市町村における消防施設等の整備に対する補助を行う。 ＜現状＞ 全国平均に比べて充足率が低い項目がある。 ＜目標＞ 国が示す指針を目標として、地域の実情を踏まえた適切な体制の整備に取り組む。	消防課
(56) 住宅用火災警報器の設置の普及〔平成 38 年度まで（長期）〕 住宅火災による死者数の低減に有効な手段である「住宅用火災警報器」を県内全ての住宅に設置されるよう普及啓発を図る。 《県全体の普及率》 ＜現状＞ 65.1%（消防庁推計結果・条例適合率） （平成 28 年 6 月時点） ＜目標＞ 100%	消防課
(57) 感震ブレーカーの設置の普及〔平成 38 年度まで（長期）〕 復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。 ＜現状＞ 地震による建物倒壊等により停電した後の復電については、電力会社が 1 軒 1 軒のブレーカーが落ちていることを確認し、確認の済んだ地区から復電することとしている。 ＜目標＞ 通電火災防止対策を推進する。	消防課

(58) 防災製品の活用の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 火災による死傷者を低減するため、関係機関と連携し、防災製品の活用を促進する。 ＜現状＞ 防災製品の認知度が低く、特に一般家庭における防災製品の認知度が低い。 ＜目標＞ 防災製品の認知度を向上させ、普及を推進する。	消防課
(59) LP ガスの放出防止対策の促進〔平成 29 年度まで（早期）〕 地震や津波による液化石油ガス容器の転倒などから起こるガス放出により、火災の発生・延焼の発生を防止するため、LP ガス放出防止装置等の設置を促進する。 ＜現状＞ 設置率 43.4% （平成 28 年 6 月時点） ＜目標＞ LP ガス放出防止装置の設置促進を図る。	産業保安課

16 構造物等の長寿命化の推進

[主務課]

(60) 橋梁の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 建設後 50 年を経過した高齢化橋梁が今後急速に増えることを踏まえ、長寿命化によるコスト縮減と地域の道路網の安全性・信頼性のより一層の向上を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた維持管理・更新を推進する。 ＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）	道路環境課
(61) 横断歩道橋の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 建設後 50 年を経過した高齢化横断歩道橋が今後急速に増えることを踏まえ、長寿命化によるコスト縮減と地域の道路網の安全性・信頼性のより一層の向上を図るため、横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づいた維持管理・更新を推進する。 ＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）	道路環境課
(62) トンネルの戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 県の管理する道路トンネルは、その大部分が高度経済成長期以降に整備されており、同時期に高齢化を迎え補修が必要となってくることを踏まえ、長寿命化によるコスト縮減と地域の道路網の安全性・信頼性のより一層の向上を図るため、トンネル長寿命化修繕計画に基づいた維持管理・更新を推進する。 ＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ トンネル長寿命化修繕計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）	道路環境課

(63) 門型標識の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 32 年度まで（早期）〕 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ門型標識の維持管理・更新を確実に実施するための計画を策定する。 ＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 門型標識の維持管理計画の策定	道路環境課
(64) ボックスカルバート等の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 29 年度まで（早期）〕 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつボックスカルバート等の維持管理・更新を確実に実施するための計画を策定する。 ＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ ボックスカルバート等の維持管理計画の策定	道路環境課
(65) 海岸施設長寿命化計画の策定〔平成 30 年度まで（早期）〕 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ海岸施設の維持管理・更新を確実に実施するための長寿命化計画を策定する。 ＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 海岸施設長寿命化計画の策定	河川整備課、 港湾課
(66) ダムの施設長寿命化計画の策定〔平成 32 年度まで（早期）〕 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつダムの維持管理・更新を確実に実施するための長寿命化計画を策定する。 ＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ ダムの長寿命化計画の策定	河川整備課
(67) 砂防関係の施設長寿命化計画の策定〔平成 30 年度まで（早期）〕 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ砂防関係施設の維持管理・更新を確実に実施するための長寿命化計画を策定する。 ＜現状＞ 未策定（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 砂防関係施設の長寿命化計画の策定	河川整備課

(68) 河川管理施設の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 排水機場や水門等の河川管理施設は、人口や財産が集中する県北西部を中心に設置されており、特にゼロメートル地帯をはじめとする地盤高が低い地域においては、高潮や洪水から地域を守るための要となっていること、また、これらの施設は昭和 40～50 年代に建設されたものも多く老朽化していることから、震災時に機能不全に陥らないよう、長寿命化計画に基づき維持管理・更新を確実に実施する。 ＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 河川管理施設の長寿命化計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）	河川環境課
(69) 港湾施設の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、港湾施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理や施設の更新を進める。 ＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 港湾施設の長寿命化計画に基づく維持管理・更新の実施（毎年）	港湾課
(70) 下水道施設の戦略的な維持管理・更新の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、長寿命化計画等に基づいた維持管理・更新を推進する。 ＜現状＞ 実施中（平成 28 年 11 月時点） ＜目標＞ 下水道施設の長寿命化計画等に基づく維持管理・更新の実施（毎年）	下水道課

17 居住空間内外の安全確保対策の推進

[主務課]

(71) 家具の転倒防止対策の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 新聞・テレビ・ラジオなどの各種メディアや、ホームページ、県民だより及び県民対象の各種イベントで、家具の転倒防止対策の重要性を訴えていく。 《家具の転倒防災対策実施率》 ＜現状＞ 58.6%（平成 28 年度）（県政世論調査） ＜目標＞ 70%	防災政策課
(72) 自動販売機の転倒防止対策の促進〔平成 38 年度まで（長期）〕 自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、関係団体等と連携して、自動販売機の転倒防止対策を促進する。 ＜現状＞ 未着手 ＜目標＞ ホームページや県民だより等を活用し、自動販売機の転倒防止対策に関する広報・啓発を行う。	防災政策課

(73) ブロック塀対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊により通行人に危害を与えることや道路を閉塞することを防止するため、正しい施工方法に関する知識の普及や啓発を図る。 ＜現状＞ 市町村と連携し、リーフレットの配布などにより正しい施工方法に関する知識の普及や啓発を行っている。 ＜目標＞ 継続してコンクリートブロック塀等の正しい施工方法に関する知識の普及や啓発を図る。	建築指導課
(74) 各種落下物対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 建築物の外壁、袖看板等の落下を防止するため、定期的な点検と維持管理に関する知識の普及や啓発を図る。 ＜現状＞ 建築物防災週間の機会に合わせ、建築物所有者、管理者等へ外壁等の維持保全状況の調査、落下の恐れのある物件の指導を行っている。 また、定期報告制度の普及啓発を図り、建築物の適正な維持保全の推進に努めている。 ＜目標＞ 継続して各種落下物を防止するための知識普及や啓発を図る。	建築指導課

18 農村地域や森林における防災対策の推進

[主務課]

(75) 地すべり対策、ため池等の整備の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地すべり対策、ため池等の整備を推進する。 《新規採択地区における効果発現のための主要工事の早期完了》 ＜現状＞ 0ha ＜目標＞ ため池の耐震化により被害を軽減する面積を 141ha とする。 土砂災害のリスクを軽減する面積を 518ha とする。	耕地課
(76) 土地改良施設の減災対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震による土地改良施設被害の未然防止や軽減を図るため、被災した場合に周辺の人家等に大きな影響が及ぶおそれがある等の防災重点ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施する。 ＜現状＞ ハザードマップ等ソフト対策に向けて関係機関との調整中である（作成済みは 0 箇所）。 ＜目標＞ 平成 32 年度までにハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合を 10 割とする。 ※ 防災重点ため池に選定されているため池は 11 箇所	耕地課
(77) 山地災害危険地区の着手地区数の向上〔平成 38 年度まで（長期）〕 山地災害危険地区事業未着手地区について事業を推進する。 《着手地区数の向上》 ＜現状＞ 1,335 地区（平成 27 年度末） ＜目標＞ 1,360 地区	森林課

(78) 海岸県有保安林の整備〔平成 32 年度まで（早期）〕 海岸県有保安林の整備を行う。 ＜現状＞ 65ha（平成 27 年度） ＜目標＞ 165ha（平成 32 年度）	森林課
---	-----

19 教育施設の防災対策の推進

[主務課]

(79) 学校が避難所になることへの対応の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 県立学校施設の老朽化や地震等による災害発生時の事故から児童生徒を守るとともに、災害時の避難施設としての安全性を高めるため、総合的な安全対策の強化を図る。 《老朽化したライフライン等施設の更新・改修》 ＜現状＞ 平成 28 年度実施工事 電気設備改修 4 校 非常放送設備改修 2 校 自動火災報知機改修 2 校 ＜目標＞ 老朽化したライフライン等施設の更新・改修を行う。	教育庁財務施設課
(80) 県立社会教育施設が避難所等になることへの対応の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 宿泊施設を有する県立社会教育施設が避難所等になることへの対応を推進する。 ＜現状＞ 避難場所・避難収容施設指定施設 2 施設 （東金青年の家・鴨川青年の家） ＜目標＞ 宿泊施設を有する県立社会教育施設を市町村の避難所・避難場所に指定する。	教育庁生涯学習課

20 危険物施設、高圧ガス製造施設等の防災対策の推進

[主務課]

(81) 危険物施設への立入検査の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 危険物施設の設備及び管理状況について、法令基準の適合状況の確認を行い、不備がある場合には、是正指導を行う。 ＜現状＞ 9 施設 11 事業場に、2 年に 1 度の立入検査を実施している。 ＜目標＞ 9 施設 11 事業場に、2 年に 1 度の立入検査を実施する。	消防課
(82) 危険物施設の安全管理者に対する講習会の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 危険物取扱者の資質と安全意識の向上を図るため、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施する。 《法定に基づく講習》 ＜現状＞ 年間 30 回程度実施している。 ＜目標＞ 年間 30 回程度実施する。	消防課

(83) 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底〔平成 33 年度まで（早期）〕 高圧ガス製造施設等の立入検査・保安検査を徹底し、保安の確保を図る。 ＜現状＞ 立入検査 591 件、保安検査 674 件（平成 27 年度） ＜目標＞ 立入検査・保安検査を継続して実施し、施設の耐震性向上対策を推進し、保安の確保を図る。	産業保安課
---	-------

21 毒物劇物製造業等施設の防災対策の推進

[主務課]

(84) 毒物劇物製造業等施設の立入検査の徹底〔平成 38 年度まで（長期）〕 毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者、要届出業務上取扱者等の施設に対し、概ね 3 年に 1 回の頻度で定期的に立入検査を実施する。 ＜現状＞ 立入検査実施率 54.5%（平成 28 年度末） ＜目標＞ 毎年度、立入検査実施率 40%とする。	薬務課
(85) 毒物劇物製造業等施設の取扱責任者に対する講習会の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 毒物劇物製造業・輸入業者の毒物劇物取扱責任者に対する講習会を毎年度 1 回実施する。 ＜現状＞ 講習会を平成 29 年 3 月に開催した。 ＜目標＞ 講習会を毎年度 1 回実施する。	薬務課

22 ライフライン対策の推進

[主務課]

(86) ライフライン事業者との連携強化〔平成 38 年度まで（長期）〕 県とライフライン事業者やライフライン事業者相互においての災害時の情報連絡体制の確立強化、ライフライン施設の防災性の向上を図る。 ＜現状＞ 年 1 回程度、ライフライン対策連絡協議会幹事会を開催し、ライフライン事業者との連絡体制強化、防災性の向上を図っている。 ＜目標＞ 年度当初、年度末にライフライン対策連絡協議会幹事会を開催し、県やライフライン事業者の訓練計画・実施の報告等、ライフライン事業者との切れ目のない連絡体制の確立強化、防災性の向上を図る。	危機管理課
---	-------

⑥防災教育等の推進

23 防災教育の推進

[主務課]

(87) 防災教育基礎講座等の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕 県内の高校生等に、災害に対する備えの重要性と災害時それぞれに求められる役割を認識させるための講座等を実施する。 ＜現状＞ 県内高校 66 校（平成 28 年度） ＜目標＞ 県内高校 100 校（全 183 校）	防災政策課
(88) 地域・学校防災教育セミナーの開催〔平成 38 年度まで（長期）〕 自主防災組織、学校関係者、災害対策コーディネーターなどが集い、地域と学校が連携しての防災教育について共通の認識を育てる防災教育セミナーを実施する。 ＜現状＞ セミナー参加者数 1,902 名（平成 28 年度） ＜目標＞ セミナー参加者数累計 4,000 名（平成 38 年度）	防災政策課
(89) 学校と地域が連携して行う防災教育の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕 学校の教育活動全体を通して、子どもたちが、災害時に適切に判断し、それに基づく行動が取れるとともに、他者や地域の防災に貢献しようとする態度が身につくよう、防災教育公開事業を活用して、防災教育の推進を図る。 ＜現状＞ 平成 23 年から平成 28 年 12 月までで、県内公立学校 53 校及び県内地域 11 地域で、防災教育公開事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で周知した。 ＜目標＞ 実施期間内に、県内 40 校、5 地域において、防災教育公開事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で広めていく。	教育庁学校安全保健課

24 防災に関する普及啓発の推進

[主務課]

(90) 防災意識の啓発〔平成 38 年度まで（長期）〕 新聞・テレビ・ラジオなどの各種メディアや、ホームページ、県民だより及び県民対象の各種イベントで、防災意識啓発を行っていく。また、市町村、消防本部に対し、起震車の貸出しを行う。 ＜現状＞ ・新聞・テレビ・ラジオ等各種メディアとホームページを通じての防災啓発 ・県民だより 8 月号に防災啓発記事を掲載（平成 27 年度） ・起震車の貸出し（通年） ・防災ポータルサイトの啓発ページアクセス数 476,140（平成 27 年度） ＜目標＞ ポータルサイトのアクセス数増加を目指す。	防災政策課
--	--------------

(91) 防災意識調査の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 県民が防災に対してどの程度の意識を持って、「自助」・「共助」の取り組みを行っているかを把握し、今後の防災政策に反映させるとともに、県民の防災意識の啓発を推進するため、防災意識調査を実施する。 ＜現状＞ 県政に関する世論調査を毎年実施 ＜目標＞ 県政に関する世論調査を毎年実施	防災政策課
(92) 中・高校生の防災活動の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕 中・高校生が、災害時に地域社会の大きな力となれるよう、災害の実状や災害時の心得を学び、適切な判断と行動ができる力を身につけさせる。また、地域と連携した防災訓練などへの積極的な参加を推奨し、中・高校生に命の大切さと日頃の備えの重要性を認識させ、ボランティア意識の向上を図る。 ＜現状＞ 平成 23 年から平成 28 年 12 月までで、県内公立学校 5 校及び県内地域 2 地域で、防災教育公開事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で周知した。 ＜目標＞ 実施期間内に、県内 5 校、1 地域において、防災教育公開事業の中で、防災ボランティアや災害ボランティア活動の推進・支援事業を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で広めていく。	教育庁学校安全保健課

25 人材の育成

[主務課]

(93) 訓練プログラムによる能力向上、防災危機管理スペシャリストの養成〔平成 38 年度まで（長期）〕 体系的な訓練プログラムによる職員の能力向上を図るとともに、専門性の高い職員（防災危機管理スペシャリスト）の養成を進める。 ＜現状＞ 研修随時受講（平成 28 年度） ＜目標＞ 訓練プログラムによる能力向上 専門性の高い職員の養成	防災政策課
(94) 消防学校・防災研修センターの整備〔平成 31 年度まで（早期）〕 老朽化の著しい消防学校について、高層建築物や倒壊建物・がれきからの救助など、訓練機能を大幅に強化して移転改築し、消防職員・団員への教育・訓練の充実を図るとともに、自主防災組織等の研修施設として、防災研修センターを併せて整備することにより、地域の防災力の向上を図る。 ＜現状＞ 建設中 ＜目標＞ 新消防学校・防災研修センターを整備し、消防職員・団員のほか、自主防災組織への教育の充実を図り、防災力の向上に寄与する。	消防課

(95) 学校防災の人材育成の推進〔平成 33 年度まで（早期）〕 防災教育の人材を育成するため、教員及び管理職を対象とした研修会を実施し、学校における防災教育や防災管理の推進と充実を図る。 ＜現状＞ 平成 22 年度から平成 28 年 11 月末までで、2,791 人の教員及び管理職が、防災授業実践研修会に参加した。 ＜目標＞ 教員及び管理職を対象とした防災授業実践研修会の参加者を、実施期間内に 1,950 人にする。	教育庁学校安全 保健課
--	------------------------

II 応急対策による減災

⑦災害対応能力の向上

26 防災に関する訓練の実施

[主務課]

(96) 災害対策本部運営訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害対策本部運営訓練（図上訓練）により、発災後速やかに災害対策本部を設置し、適切な初動対応能力の習熟を図るとともに、班員に対する外部研修や、各班別の内部教育を新たに導入する。 《該当市町村で津波の啓発事業や訓練等を実施させる仕組みを整備する。》 ＜現状＞ 災害対策本部事務局訓練を毎年複数回実施（九都県市図上訓練含む） ＜目標＞ 災害対策本部事務局訓練（九都県市図上訓練含む）、班別訓練、外部研修及び内部教育を毎年度実施する。	危機管理課
(97) 消防応援活動調整本部運営訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 緊急消防援助隊の出動を想定し、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するよう、消防応援活動調整本部設置運用訓練を実施する。 ＜現状＞ 消防応援活動調整本部の運用については、被災地の災害現場活動における緊急消防援助隊の総合調整等を災害対策本部内で実施。 ＜目標＞ 対応が困難な想定を課すなど、災害対策本部事務局との更なる連携強化を図る。	危機管理課
(98) 国・近隣都県市・市町村・警察・消防・自衛隊・海上保安庁・医療機関・企業・住民等による総合防災訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 九都県市合同防災訓練等、国、近隣都県市、各救出救助機関の連携、地域住民参加による広域訓練を含む総合防災訓練を実施して、災害対応能力の向上を図るとともに、防災関係機関相互の連絡協体制を確立する。 ＜現状＞ 毎年度 1 回実施 平成 28 年度は、茂原市において、九都県市合同防災訓練（千葉県会場訓練）を実施（8 月 27 日） ＜目標＞ 実際の災害からの教訓をテーマに、より実践的な訓練を行う。	危機管理課

(99) 自治体支援体制の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕 被災県から被災市町村への県庁応援職員派遣について、平時から派遣要員名簿等を整備する。 ＜現状＞ 災害対策本部内に現地派遣班が設置されているが、同班は現地までの道路状況や現地の被害情報収集等を行うこととしている。 ＜目標＞ 現地派遣班とは別に、被災市町村への支援を目的として、迅速に県庁応援職員を派遣するため、あらかじめ危機管理業務経験者の名簿を作成する。その名簿をもとに、職員を優先的に派遣する。また、派遣職員用の携行機材を充実させる。	危機管理課
(100) 石油コンビナート等防災訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 発災時における応急対策状況の検証と、参加者の練度向上を目的として、以下の防災訓練を実施する。 なお、訓練方法として実地訓練及び図上訓練等、訓練想定として、発災対応型及び予知対応型を実務に即して適宜採用する。 ア 防災週間を中心に防災本部が主唱する総合訓練 イ 特定事業所単独で行う訓練 ウ 特定事業所と共同防災組織が連携して行う合同訓練 エ 海上警備救難機関が中心となる海上訓練 《種別ごとに毎年定期的実施する。》 ＜現状＞ （平成 28 年度） 総合訓練 年 1 回 単独訓練 年 2 回以上 合同訓練 年 1 回以上 海上訓練 年 1 回 ＜目標＞ 総合訓練 年 1 回 単独訓練 年 2 回以上 合同訓練 年 1 回以上 海上訓練 年 1 回 （天候等で中止の場合あり）。	消防課
(101) 港湾 BCP における訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾 BCP の実効性の向上を図る。 《港湾施設の被災による海上輸送機能停止に対応するための訓練の実施》 ＜現状＞ 訓練実施（平成 28 年度） ＜目標＞ 毎年度実施	港湾課

(102) 災害警備訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害警備訓練を実施する。 ＜現状＞ 1 東日本大震災以降、警察が主催となった災害対応訓練を実施しているほか、他機関の訓練（JR、NAA、放射線医学総合研究所）にも参加している。 訓練時は県警のみならず、関係機関にも参加を呼びかけ合同で訓練を実施した。 【平成 28 年に合同訓練を実施した主な機関】 ・日本赤十字社千葉県支部 ・千葉市消防局 ・松戸市消防局 ・放射線医学総合研究所 ・日本救助犬協会浦安チーム 他 2 その他千葉県等が主催する九都県市合同防災訓練、航空機事故消火救難合同訓練、千葉県防災図上訓練に積極的に参画参加した。 ＜目標＞ 引き続き警察が主催する災害対応訓練を実施し、警察単独だけでなく関係機関との合同訓練を実施するとともに、他機関の訓練に参加し、災害対応能力の向上及び関係機関との連携を強化する。	警察本部警備課
---	----------------

27 情報通信手段の整備

[主務課]

(103) 防災行政無線の整備・改良〔平成 38 年度まで（長期）〕 防災行政無線設備については、平成 18 年度から 20 年度で整備を行っており、経年劣化等により故障等が増加していることから、安定した通信の確保をするため、無線設備全体を更新する再整備を実施する。 《防災行政無線設備全体の再整備》 ＜現状＞ 整備費用を考慮し、可搬型地球局の代替手段として、平成 28 年度に衛星携帯電話を整備済み。 ＜目標＞ 可搬型地球局の更新を含めた再整備を計画し、安定した通信を確保する。	危機管理課
(104) 千葉県防災情報システムの整備・改良〔平成 38 年度まで（長期）〕 平成 19 年度から運用している現行システムを更新し、機能向上を図るとともに、システム更新後についても、適宜、機能を確認し、適切な維持管理を行う。 ＜現状＞ 千葉県防災対策推進会議情報通信部会等を通じて、次期システムの仕様の根幹となる千葉県危機管理情報共有要綱を策定した。 ＜目標＞ 平成 29 年度を目途にクラウドサービスを利用して防災情報システムを更新し、現行システムで行っている災害情報の提供に加えて、災害情報について、県と市町村等の防災関係機関との間で双方向の共有を図る。	危機管理課

(105) 震度情報ネットワークシステムの整備・改良〔平成 38 年度まで（長期）〕 平成 26 年度に更新した現行システムについて、震度観測情報の送受信状況等を適宜、確認し、障害に発展する前に対応措置をとる。 ＜現状＞ 平成 26 年度に震度情報ネットワークの更新完了後、毎年、震度計の定期点検を実施するとともに、震度計の通信状況をきめ細かに監視している。 ＜目標＞ 現行システムについて、計測震度計等の機器の適切な維持管理を行い、計測震度計の予備機の補充を計画的に行うなど、正確な震度計測体制を確保する。	危機管理課
(106) 情報システムのバックアップの継続及び災害時対応マニュアルの充実〔平成 33 年度まで（早期）〕 システムが被災した時の為のデータバックアップを実施する。また、災害時対応マニュアルの定期的な見直しを行い充実を図る。 ＜現状＞ データのバックアップ体制を確立しており、各業務システムの災害時対応マニュアルについても整備済みである。 ＜目標＞ 各業務システムのデータバックアップを適切に継続する。また、災害時対応マニュアルについても定期的に見直しを行う。	情報システム課

⑧災害拡大の防止

28 広域連携体制の充実強化

[主務課]

(107) 広域災害における他都道府県との連携〔平成 38 年度まで（長期）〕 近隣都県及び遠隔道府県等との広域的な連携体制について充実を図る。 《近隣都県及び遠隔道府県との協議及びマニュアルの充実》 ＜現状＞ ・九都県市による各種会議を年 40 回実施 ・九都県市の域内応援マニュアル及び関東知事会のマニュアルを策定 ・九都県市と関西広域連合の相互応援協定に基づき、域外応援マニュアル及び域外受援マニュアルを策定 ＜目標＞ ・九都県市及び関東知事会の各種マニュアルを、災害時における教訓の反映や訓練等による検証を通じて見直しを行う。 ・首都直下地震等に備え、九都県市と関西広域連合との意見交換や合同訓練を通じて、マニュアルの見直しを行う。	防災政策課
--	--------------

(108) 大規模災害時における応援受入体制の構築〔平成 38 年度まで（長期）〕 大規模災害時における国、他都道府県等からの応援受入体制の構築を図る。 《千葉県大規模災害時における応援受入計画の実効性の確保及び必要に応じた計画見直しの検討》 ＜現状＞ ・千葉県大規模災害時における応援受入計画を策定（平成 28 年 3 月） ＜目標＞ ・県、市町村、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じて、計画の実効性を確保する。 ・必要に応じて、他都道府県等における大規模災害の教訓を反映することで、計画の見直しを検討する。	防災政策課
---	--------------

29 広報活動の推進

[主務課]

(109) 災害情報の収集と広報〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害対策本部で取りまとめた被害状況及び対応状況などの災害情報を迅速に、県民及び報道機関に提供する。また、報道機関との総合調整を行い、知事臨時記者会見等を行う。 ＜現状＞ 広報広聴災害対応マニュアル等による適切な対応に務めている。 ＜目標＞ 災害情報等を迅速に収集し、正確な情報を県民等へ的確に伝達するとともに、記者会見の調整を行い、対応する。	報道広報課
--	--------------

30 県の業務継続体制の構築・強化

[主務課]

(110) 県の業務継続計画（震災編）の実効性の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 県の業務継続計画（震災編）の実効性を確保するための継続的見直しを実施する。 ＜現状＞ 本庁の部については平成 24 年度及び平成 28 年度に修正を実施し、出先機関の部については平成 26 年度に策定した。その他、毎年災害時優先業務等の見直しを実施している。 ＜目標＞ 平成 38 年度までに計画の検証を引き続き実施するほか、毎年、参集予測、災害時優先業務の継続的見直しを実施することで実行性を確保する。	危機管理課
---	--------------

(111) 土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立の推進及び体制強化〔平成 38 年度まで（長期）〕 土地改良施設に係る業務継続計画（BCP）策定を推進する。 《BCP 策定数》 ＜現状＞ 1 地区（平成 29 年 3 月時点） ＜目標＞ 5 地区	耕地課
(112) 県警本部の備蓄食糧等の整備充実〔平成 38 年度まで（長期）〕 大規模地震等発生時には、災害警備活動が展開されることとなるため、県警の備蓄食糧等の整備充実を図る。 ＜現状＞ 1 平成 24 年度から 5 ヶ年計画で警察職員 1 人当たり 9 食分（1 日 3 食で 3 日分）の整備を進めている。 2 平成 27 年度はアルファーマ 20,081 食及び水（ペットボトル）20,324 本を整備した。 3 平成 28 年度はアルファーマ 24,893 食及び水（ペットボトル）22,708 本を整備した。 ＜目標＞ 継続して県警職員 1 人当たり 3 日分の備蓄食糧等を確保する。	警察本部警備課

31 救出救助活動体制の充実強化

[主務課]

(113) 応援ヘリコプターの運用計画の策定〔平成 38 年度まで（長期）〕 応援ヘリコプターの運用計画を策定する。 ＜現状＞ 平成 28 年 11 月の図上訓練において、『大規模災害時における千葉県災害対策本部航空運用調整班等活動計画』案を実施。 ＜目標＞ これまでの訓練を通して、検討してきたマニュアルを基に、『大規模災害時における千葉県災害対策本部航空運用調整班等活動計画』を策定するとともに、関係機関と連携した訓練を通じて計画の実効性を検証していく。	危機管理課
(114) 災害時における自衛隊との連携強化〔平成 38 年度まで（長期）〕 自衛隊からのヘリコプター画像提供に伴う協定書の締結、必要資機材の購入を行う。 ＜現状＞ 自衛隊が可搬型映像伝送装置を県庁に持ち込むことにより、自衛隊ヘリコプターからの画像受信が可能となる。ただし、可搬型映像伝送装置の数に限りがあり、常に千葉県庁に持ち込めるかは確実ではない。 ＜目標＞ 災害時における自衛隊ヘリコプターからの画像受信が確実に可能となるよう自衛隊との連携を強化し、災害対応能力の更なる向上を図る。	危機管理課

(115) 警察本部の災害装備資機材の整備充実〔平成 38 年度まで（長期）〕 阪神・淡路大震災の反省、教訓のもと、災害発生時 1 人でも多くの被災者を救出するため、署・交番・駐在所等に必要な災害装備資機材を整備する。 ＜現状＞ 平成 25 年度より、警察署・機動隊で災害対策に必要な装備品を 5 ヶ年計画で整備している。引き続き同計画に基づき必要な装備品の整備を進める。 【主な装備品】 ・ライフジャケット ・救命浮き輪 ・胴付き長靴 ・ヘッドランプ ・靴底インナー・とび口 ・毛布 ・寝袋 ・トイレ凝固剤 ・おんぶ帯・バックボード ・照明具・発動発電機 ・ゴムボート ・レスキューバール ・三連梯子等 ＜目標＞ 警察署、機動隊で災害対策に必要な各種装備品について検討し、その整備を推進する。	警察本部警備課
---	----------------

32 医療救護体制の充実強化

(116) 災害拠点病院の機能の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害拠点病院としての機能の充実を推進するとともに関係機関との連携を図る。 ＜現状＞ 【医療整備課】 ・DMA T 隊員 22 病院 226 人 ・災害拠点病院の施設設備整備 5 病院（28 年度補助予定） ・九都県市合同防災訓練への参加費用補助 ・DMA T 訓練への参加費用補助 ・CLDMA T 養成研修、地域医療災害コーディネーター養成研修の実施 【病院局経営管理課】 千葉県救急医療センター、千葉県循環器病センター、千葉県立佐原病院の 3 病院が災害拠点病院として指定 ＜目標＞ 【医療整備課】 災害拠点病院の機能の充実、研修及び訓練の充実を図る。 【病院局経営管理課】 災害拠点病院としての機能が維持できるよう体制を維持する。	[主務課] 医療整備課、 病院局経営管理課
--	---

II 応急対策による減災

(117) 災害用医薬品の備蓄〔平成 38 年度まで（長期）〕 救護所等で応急救護のために使用する災害用医薬品を各健康福祉センター（保健所）、地域保健センターに分散備蓄し、速やかに対応出来る体制をとっている。 ※今後、千葉県地震被害想定調査等の被害想定を基に必要な医薬品の備蓄拡充、又は流通医薬品の確保体制の構築を検討する。 ＜現状＞ 11,000 人分 ＜目標＞ 災害に対応した医薬品の備蓄又は流通医薬品の確保体制の構築	薬務課
(118) 遺体の処理体制の構築〔平成 38 年度まで（長期）〕 広域火葬に係る訓練として、市町村、火葬場及び災害時の応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を実施する。 《広域火葬訓練の実施》 ＜現状＞ 関東甲信越静 11 都県、都県内市町村及び一部事務組合等による連絡通信訓練を実施（平成 29 年 3 月） ＜目標＞ 関係団体との協力体制の強化	衛生指導課

33 学校における応急対策の推進

[主務課]

(119) 学校の防災体制の充実〔平成 33 年度まで（早期）〕 防災教育調査を実施し、各学校の防災体制の整備状況・防災訓練の実施状況等を把握し、各学校における防災体制の整備や見直しを推進し、学校防災体制の充実を図る。また、学校と保護者等との多様化する連絡体制の整理、緊急地震速報の活用等の推進を図る。 ＜現状＞ 平成 28 年度の防災教育調査では、千葉県内の 99.4%の学校（千葉市を除く。）において、前年度の地震を想定した防災計画の見直し又は改善を行っているが、学校や地域の実状に応じた防災訓練の充実等に課題がある。 ＜目標＞ 毎年度実施していく防災教育調査において、全ての学校に防災計画の見直し、改善を求めるとともに、学校の実状に応じた防災訓練等の充実を推進していく。	教育庁学校安全 保健課
--	------------------------

(120) 学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくりの推進〔平成 33 年度まで（早期）〕 避難所指定の有無に関わらず、地域住民や帰宅困難者が避難してくことを想定し、地域や市町村の防災組織との連携を図り、地域合同防災訓練の実施を推進する。 ＜現状＞ 平成 28 年度の防災教育調査では、千葉県内の学校（千葉市を除く。）において、地域合同防災訓練を行っている学校が 37.3%である。 ＜目標＞ 地域合同防災訓練の実施率向上のため、防災教育公開事業を活用し、県内 40 校、5 地域において、地域合同防災訓練を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で広めていく。	教育庁学校安全保健課
(121) 学校の運営再開に向けたスクールカウンセラー等の支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 学校支援のためのスクールカウンセラースーパーバイザー等を教育事務所等に待機させ、スクールカウンセラー等の人材確保や派遣前研修等の準備や各所への助言を行う。救出救急活動が一段落した後に、各校のスクールカウンセラー等を活用し、児童生徒の災害や避難所生活に伴うストレスへ対応した心のケアを実施する。 ＜現状＞ スクールカウンセラー等実人数 307 名 ◎スクールカウンセラースーパーバイザー（15 名） 指導課・5 教育事務所 11 名 県立高等学校 4 名 ○スクールカウンセラー（544 校） 小学校 140 校 中学校 324 校 高等学校 80 校 ＜目標＞ スクールカウンセラー等の人材確保	教育庁指導課

34 公共交通機関の防災対策の推進

[主務課]

(122) 鉄・軌道事業者及び路線バス事業者との連携強化〔平成 38 年度まで（長期）〕 「千葉県鉄道事故等対応マニュアル」に規定された情報収集体制により、事業者から収集した情報を庁内関係各課等に提供することで応急対策や二次災害の防止に努める。 ＜現状＞ 災害発生時・配備時等には、収受した情報について、速やかに関係各課等へ提供している。 ＜目標＞ 収受した情報について、速やかに関係各課等へ提供する。	交通計画課
---	--------------

35 避難者対策の推進

[主務課]

(123) 避難所運営訓練に関する市町村への支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 市町村が行う避難所運営マニュアルの策定や個別の避難所が行う避難所運営計画の策定に対し助言を行い、また、市町村の防災訓練における避難所運営訓練を支援する。 ＜現状＞ 37 市町村で策定済（平成 28 年 6 月 1 日現在） ＜目標＞ 全ての市町村で避難所運営マニュアルが策定されるよう、県で雛型を作成するなど働きかけを行う。	防災政策課
(124) 災害ボランティアの受入体制の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕 発災時におけるボランティアの受入体制について、窓口となる千葉県災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアルを千葉県災害ボランティアセンター連絡会と協議して策定する。また、県と連絡会の協働で災害ボランティアセンターの開設・ボランティア受入訓練等を実施する。 ＜現状＞ 平成 27 年度、千葉県災害ボランティアセンター連絡会において、「千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアル（仮）検討作業部会」が 4 回開催された。 また、平成 27 年 4 月及び平成 28 年 2 月に災害ボランティアセンター運営者研修会が実施された。 ＜目標＞ 平成 27 年度中に策定された「大規模災害時における応援受け入れ計画」に併せ、マニュアルを策定する。 また、マニュアルの策定と並行して訓練を実施する。	防災政策課、健康福祉指導課、県民生活・文化課
(125) 外国人に配慮した避難所運営の支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 外国人は、言葉や文化・慣習等の違いにより、避難所生活に困難が生じるおそれがあるため、外国人に配慮した避難所運営の支援を行う。 ＜現状＞ 平成 21 年 10 月に、市町村向けの「災害時要援護者避難支援の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き」を作成。平成 28 年 3 月に両方とも改訂（前者は、名称が「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者への避難支援の手引き」に変更になった）。 ＜目標＞ 外国人に配慮した避難所運営に資する情報を収集し、手引きの充実を図る。	国際課

(126) アレルギー疾患患者への配慮〔平成 38 年度まで（長期）〕 避難所でアレルギーがあることを表現しやすい環境を作り、災害発生後のアレルギー疾患症状の悪化を防ぐ。 ＜現状＞ ・千葉県ホームページにて、「千葉県災害時アレルギー性疾患対応ガイドライン」を掲載している。 ・国において「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定された。 ＜目標＞ ・「千葉県災害時アレルギー性疾患対応ガイドライン」を継続して周知する。 ・「千葉県アレルギー疾患対策基本計画（仮）」を策定する際、災害時のアレルギー疾患患者対応について明記し、対策を推進する。	疾病対策課
(127) 避難所等における相談受理、防犯指導等の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 避難所など必要な場所に女性警察官を含む警察官を派遣し、避難者に対する困り事相談・防犯指導等を行い、避難住民の不安解消並びに心のケア活動等を実施する。 また、移動交番を効果的に活用した巡回相談を実施する。 ＜現状＞ 1 県警では成田国際空港警察署を除く県内全 38 警察署に 移動交番車が整備されており 防犯講話、各種イベントに活用されている。 2 移動交番車は東日本大震災の際、県内はもちろん東北にも派遣され、相談業務に従事した実績があり、今後大規模災害の発生により、避難所等が開設された際は移動交番車を派遣し、困り事相談避難住民の不安解消のための活動が行われる。 3 地域課でも移動交番の運用に関する規定を作成するなど効果的運用ができるよう対策を推進している。 4 平成 28 年熊本地震では、生活安全部の女性警察官 4 名が特別派遣され、避難所における相談受理、防犯指導等に従事した。 ＜目標＞ 体制の整備	警察本部警備課

36 災害時における要配慮者への支援等の充実

[主務課]

(128) 避難行動要支援者に係る個別計画の策定支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 市町村における個別計画の策定を促進する。 ＜現状＞ 22 市町村（平成 28 年 4 月 1 日現在） ＜目標＞ 全市町村が避難行動要支援者に係る個別計画の策定に着手する。	防災政策課
---	--------------

(129) 福祉避難所の指定又は協定締結の促進〔平成 30 年度まで（早期）〕 市町村における福祉避難所の指定又は協定の締結を促進する。 ＜現状＞ 50 市町村（平成 28 年 9 月 1 日現在） ＜目標＞ 全ての市町村において福祉避難所の指定又は協定の締結がされるよう、働きかけを行う。	防災政策課
(130) 小域地域福祉フォーラムの設置促進〔平成 32 年度まで（早期）〕 小中学校圏域において、地域における様々な課題や解決策等を話しあう場としての小域地域福祉フォーラムの設置を促進し、民生委員をはじめ地域住民が主体となった防災活動体制の構築を推進する。 《小域地域福祉フォーラム設置数の増加》 ＜現状＞ 322 箇所 ＜目標＞ 400 箇所	健康福祉指導課
(131) 外国人向け災害情報提供の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 国際課が運営する外国人向けホームページで、災害状況や支援に関する情報を多言語で提供する。 ＜現状＞ 千葉県ホームページ「ちば国際情報ひろば」において東日本大震災関連情報を英語で提供している。 ＜目標＞ 収受した情報について、速やかに翻訳を行い、外国人に提供する。	国際課
(132) 語学ボランティア派遣体制の整備〔平成 38 年度まで（長期）〕 被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整のうえ、ちば国際コンベンションビューロー（CCB）に登録されている語学ボランティアの派遣を要請する。 ＜現状＞ 東日本大震災時には、語学ボランティア希望者に対し CCB の登録制度を案内した。 語学ボランティア派遣体制の整備に向けて、CCB と協議している。 ＜目標＞ 発災時に語学ボランティアの円滑かつ的確な派遣が実施できるよう、CCB を含む関係機関と協議・調整し、体制を整備する。	国際課
(133) 災害時における外国人支援人材の養成〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害時に外国人が直面する課題等について講義を行う。また、避難所を開設し、外国人にも参加してもらい、模擬訓練を行う。 ＜現状＞ 平成 23 年度から、災害時の外国人への情報支援を行うボランティアを養成するため、「災害時外国人サポーター養成講座」を実施。 ＜目標＞ 災害時に外国人住民を支援するためのボランティアを県内各地で養成し、相互理解と差別的対応の防止について支援を行う。	国際課

(134) 多言語での災害・防災対策の周知〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震・津波・台風等の被災経験の乏しい外国人に対し、各災害の特性と被災時の対応について周知する。 ＜現状＞ 7 言語に翻訳されている生活ガイドブック「ハローちば」に防災対策の項目を設け、外国人に各災害の特性や被災時の対応等を紹介している。 ＜目標＞ 生活ガイドブックに掲載している防災情報について、毎年度アップデートを行う。	国際課
(135) 難病患者等の治療体制の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 在宅人工呼吸器等医療依存度の高い指定難病・小児慢性特定疾病児の災害時医療体制整備を図る。 ＜現状＞ 保健所難病相談事業の中で、災害対策及び個別支援を実施 ＜目標＞ ・平常時、在宅で人工呼吸器を装着している難病患者・家族等に対し、「あんしん」手帳及び「災害時の備え」のリーフレットの配布を継続し啓発する。 ・停電時における、在宅での人工呼吸器を使用する難病患者等の予備電源を確保する。 ・補助事業で整備した非常用電源装置の更新に係る支援策を検討する。	疾病対策課

37 治安の確保

[主務課]

(136) 被災地のパトロール強化等〔平成 38 年度まで（長期）〕 避難住民の不安を解消するため、不在となった被災地区に対するパトロール等を強化するなど、防犯対策を推進する。 「東日本大震災」の反省教訓を踏まえ、警察庁から示された重点検討項目について県警の災害対策を見直し、組織を挙げた災害対策を強力に推進する。 ＜現状＞ 被災地における防犯対策は県警の役割として当然の業務であり、大規模災害発生後における被災地の防犯対策は本部及び警察署で体制を組んで取り組むことになる。 平成 27 年 9 月に千葉市中央区で発生した突風被害では、発災後に被災地区の防犯パトロールを重点的に実施した。 ＜目標＞ 機会あるごとの教養等の実施	警察本部警備課
---	----------------

38 被災建築物応急危険度判定体制等の確保

[主務課]

(137) 被災建築物応急危険度判定士の養成〔平成 38 年度まで(長期)〕 千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等を対象に講習会を開催し、講習修了者を応急危険度判定士として登録することにより、応急危険度判定体制の整備を図る。 ※被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物を調査し、余震等による倒壊や落下物等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とする。 《被災建築物応急危険度判定士の 70 歳未満の登録者数》 ＜現状＞ 3,740 人（平成 28 年度末現在） ＜目標＞ 平成 32 年度までに 4,000 人とし、その後も向上を図る。	建築指導課
(138) 被災宅地危険度判定の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕 千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、土木・建築等に関する一定期間以上の実務経験がある者を対象に養成講習会を開催し、講習修了者を被災宅地危険度判定士として登録することにより、必要な被災宅地危険度判定士数を確保するほか、被災宅地危険度判定士を対象に実務研修会を実施するなど被災宅地危険度判定制度の充実を図る。 ※被災宅地危険度判定は、地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止することを目的とする。 ＜現状＞ - 被災宅地危険度判定士の登録者数 1,717 人（平成 28 年度） - 被災宅地危険度判定士の実務研修受講者延べ人数 74 人（平成 28 年度） ＜目標＞ - 被災宅地危険度判定士の登録者数 計画策定時の水準を維持（平成 38 年度まで） - 被災宅地危険度判定士の実務研修受講者延べ人数 平成 32 年度までに 150 人にし、その後も向上を図る。	都市計画課

⑨防災に関する組織の整備

39 非常参集体制の強化

[主務課]

(139) 初動体制の充実強化〔平成 38 年度まで（長期）〕 防災課関係職員は原則として県庁から 4km 圏内に居住する職員とし、宿直者 3 名体制を基本に初動体制の充実と幹部職員については災害等発生時に速やかに登庁できる体制を維持する。 ＜現状＞ 夜間休日における宿日直体制の維持（日直 2 名、宿直 3 名） 課長級以上の職員 1 名が交代で県庁近くの宿泊施設で待機 ＜目標＞ 継続して実施	危機管理課
--	--------------

40 災害対策本部体制の強化

[主務課]

(140) 災害対策本部の機能強化〔平成 38 年度まで（長期）〕 危機管理センター（県庁中庁舎）の維持管理と代替施設の整備を行う。 ＜現状＞ 災害対策本部業務の代替候補の第 1 候補として、印旛地域振興事務所を選定している。 ＜目標＞ ・危機管理センター（県庁中庁舎）の維持管理を行っていく。 ・印旛地域振興事務所内に危機管理センター（県庁中庁舎）の代替機能を果たせるよう、具体的な手順・マニュアルを整備する。	危機管理課
(141) 災害発生時の庁舎等の管理〔平成 38 年度まで（長期）〕 県庁舎、立体駐車場等について関係機関等の場所を確保するなど災害対策に即応した庁舎等の管理を行う。 ＜現状＞ 通常業務においても災害対策を踏まえた庁舎管理に努めている。 ＜目標＞ 関係機関等に対して、会議室や立体駐車場等を速やかに開放し、守衛等を配置する。	管財課

⑩地域の防災力の向上

41 地域防災力の向上

[主務課]

(142) 消防団員の確保対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 女性団員や学生等の若年層の団員確保を推進する。 被雇用者団員の活動環境向上のため「消防団協力事業所表示制度」の導入、活動内容を限定した「機能別消防団員・分団制度」導入を推進する。 《消防団員数》 ＜現状＞ 26,156 名（平成 28 年 4 月 1 日現在） ＜目標＞ 条例定数（平成 28 年 4 月 1 日現在 28,796 名）	消防課
(143) 民間防火組織による防火防災知識の普及啓発〔平成 38 年度まで（長期）〕 千葉県少年婦人防火委員会を支援することにより、婦人防火クラブ・少年消防クラブ及び幼年消防クラブの拡大強化を図り、火災予防思想の高揚と防火防災体制の充実を図る。 ＜現状＞ クラブ員数 44,190 人（平成 28 年 4 月現在） ＜目標＞ 継続的な千葉県少年婦人防火委員会への助成及び事業活動を推進することにより、同委員会の活性化を図る。	消防課

(144) 自主防災組織の活動カバー率の向上・活性化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 自主防災組織の設置促進や活動に対する技術的支援（ハザードマップの作成や訓練の実施、マニュアルの検証）を行う。 《自主防災組織の活動カバー率》 ＜現状＞ 60.2%（平成 28 年 4 月 1 日現在） ＜目標＞ 81%	防災政策課
(145) 地域住民による自発的な防災ネットワークづくりへの支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害対策コーディネーターの養成を拡充し、県内にバランスよく配置するとともに、スキルアップ講座の開催等で、コーディネーターの質の向上に努める。 《災害対策コーディネーター在住市町村数》 ＜現状＞ 48 市町村（配置なし 6 町） ＜目標＞ 災害対策コーディネーターを全市町村に配置する。	防災政策課

⑪緊急物資等の確保の推進

42 緊急物資等の確保

[主務課]

(146) 関係機関と連携した物資の調整・供給体制の検討〔平成 38 年度まで（長期）〕 発災後の時間的経過や民間事業者の特色等を考慮し、市町村へ必要な物資の効果的な供給体制の整備を図るため、備蓄物流計画に基づき体制を整える。 ※備蓄物流計画とは、物資の特性等に応じて備蓄や協定に基づく調達等物資確保するための備蓄計画と、物資の供給等の物流計画を合わせた計画である。 ＜現状＞ 備蓄計画については、平成 28 年度をもって必要備蓄量購入を終了。 「災害時における物流計画」に基づき、図上訓練を実施。 ＜目標＞ 訓練を通して、市町村と一緒に市町村内における物流体制を検証し、確実に物資を供給できる体制を整える。	危機管理課
--	--------------

(147) 食糧の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 千葉県地域防災計画に基づき被災した市町村長から要請があった場合に食糧を確保するため、国等と個別に協定を締結するとともに、毎年の連絡先や保存量の確認に努める。 また、備蓄計画に基づき整備した食糧及び飲料水について、定期的に更新を行い、必要量を維持する。 締結先 ・ 政府所有米→国（農林水産省生産局） ・ 精米→全農パールライス東日本株式会社 ・ 野菜→全農 千葉県本部 市町村向け備蓄 ・ 食糧（一般向け） 420,000 食 ・ 食糧（要支援者向け） 86,000 食 ・ 飲料水（500ml/本） 509,000 本 ＜現状＞ 協定締結先 ・ 政府所有米 農林水産省生産局 ・ 精米 全農パールライス東日本株式会社 ・ 野菜 全農千葉県本部 市町村向け備蓄 ・ 食糧（一般向け） 396,900 食 ・ 食糧（要支援者向け） 66,000 食 ・ 飲料水（500ml/本） 344,688 本 ＜目標＞ 被災時の非常用食糧の安定確保	危機管理課、 農林水産政策課
(148) 液化石油ガス、カセットコンロ等の応急生活物資等の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 （一社）千葉県ＬＰガス協会との「災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書」に基づき、液化石油ガス、カセットコンロ等の応急生活物資等の供給を行う。 ＜現状＞ 供給可能量（平成 28 年度） ・ 液化石油ガス 14,000kg ・ カセットコンロ 600 台 ・ カセットコンロ用ガスボンベ 1,800 本 ＜目標＞ 供給に必要な応急生活物資を確保する。	産業保安課

⑫環境・衛生対策の推進

43 し尿・ごみ・がれき対策の推進

[主務課]

(149) 市町村災害廃棄物処理計画の策定促進〔平成 32 年度まで（早期）〕 各市町村に、災害廃棄物処理計画を作成するように促す。また、より実効性がある処理計画が作成されるように指導する。震災が発生したときに、早期に効果的な廃棄物処理が実現できるような体制を整える。 ＜現状＞ 1 市（平成 28 年 3 月） ・ 指針を踏まえていないもの 37 市町 …単独計画で策定 14 市町 …地域防災計画の一部に含まれている 23 市町 ＜目標＞ 平成 32 年までに、災害廃棄物対策指針（環境省平成 26 年 3 月）を踏まえた処理計画を 54 市町村で策定	循環型社会推進課
(150) 強靱な一般廃棄物処理施設の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 市町村等が設置する廃棄物処理施設について、大規模災害時にも稼働を確保し、電力や熱の供給ができる強靱な施設の整備を促進するため、国の循環型社会形成推進交付金制度の有効な活用に係る技術的支援や情報提供を行う。 ＜現状＞ 市町村等が設置する廃棄物処理施設について、技術支援や情報提供を行っている。 ＜目標＞ 市町村等による廃棄物処理施設の新設や改修にあわせて、技術支援や情報提供を行い、大規模災害時にも対応できる強靱な施設の整備を促進する。	循環型社会推進課

44 生活衛生環境の確保

[主務課]

(151) 感染症予防対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 震災発生時、感染症の発生と流行を未然に防止するため、以下の業務を速やかに遂行できる体制の整備を図る。 ①健康調査 ②防疫活動に必要な資材の供給 ③市町村に対する指導及び指示 ④広報の徹底 ⑤感染症予防上の飲料水の管理 ⑥感染症予防上の消毒の実施 ⑦感染症法上の国への報告 ＜現状＞ 震災発生時、速やかに業務を遂行できるように、現行のマニュアルにより詳細な業務手順を示すなどの見直しに着手している。 ＜目標＞ 震災発生時において、避難所等における感染症の発生及び蔓延を防ぐため、業務手順等を示したマニュアルを整備する。	疾病対策課
---	--------------

(152) 動物救護対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体との協定を締結するとともに協力体制を整備する。 ＜現状＞ 関係団体との協定を締結（平成 23 年度） 千葉県動物愛護ボランティアを公募し、ボランティアのなかで災害時に動物の一時預かり可能な方を名簿整備（毎年） 各種講習会等において防災対策等の講演（適宜） ＜目標＞ 関係団体との協力体制の強化。防災セミナー等の開催及び広報、模擬訓練の実施	衛生指導課
--	--------------

43 大気汚染の防止

[主務課]

(153) 大気汚染の防止〔平成 38 年度まで（長期）〕 1 有害な大気汚染物質を排出する工場・事業場等に対する事故時の措置に係る指導を行う。 2 損壊又は倒壊した建築物等の解体・補修に係る事業者に対する粉じん飛散防止対策の指導を行う。（アスベストを含む） 3 大気環境監視を実施する。 《大気汚染の防止》 ＜現状＞ 実施済み ＜目標＞ 的確に実施する。	大気保全課
--	--------------

Ⅲ 復旧・復興対策による減災

⑬復旧・復興体制の整備

46 復旧・復興体制の整備

[主務課]

(154) 復興本部の体制づくり〔平成 38 年度まで（長期）〕 復興本部の設置や運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。 ＜現状＞ 未着手 ＜目標＞ 東日本大震災以降の災害から得られた教訓を基に、「震災復旧・復興対策マニュアル」の充実化を図り、より効果的な体制を整備する。	防災政策課
(155) 未利用県有地リストの作成〔平成 38 年度まで（長期）〕 未利用県有地リストを作成する。 ＜現状＞ 【資産経営課】 財産管理上必要であることから、通常業務としてリストを作成している。 【水道局財務課】 年度当初にリストを作成している。 【企業土地管理局経営管理課】 保有土地に係る固定資産台帳は整備済み。なお、当局は平成 30 年度の事業収束を目指し造成土地等は分譲売却等を、公共用地は地元市町への引継ぎを予定している。 ＜目標＞ 【資産経営課】 避難場所などに提供するうえでもリストを活用する。 【水道局財務課】 毎年度当初にリストを作成する。 【企業土地管理局経営管理課】 保有土地のうち、分譲や引継ぎによる処分予定が見込まれるものを除き、復旧・復興体制の整備に提供可能な資産の有無につき検討し、選別を行う。	資産経営課、 水道局財務課、 企業土地管理局 経営管理課

47 復旧の容易な県土づくりの推進

[主務課]

(156) 地籍調査の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 国土調査事業十箇年計画（22 年度から 31 年度まで第 6 次計画）にもとづき、市町村の行う地籍調査への支援（国 1/2、県 1/4 の負担金）を行い、災害に強い県土づくりを推進する。 ＜現状＞ 地籍調査進捗率 15%（平成 27 年度） ＜目標＞ 地籍調査のさらなる推進	用地課
---	------------

⑭住宅・都市の復旧・復興

48 住宅の供給

[主務課]

(157) 応急仮設住宅の建設用資機材等の調達体制の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕 協定締結先との協議の実施、協定に基づく訓練を実施する。 ※訓練内容は、必ずしも資機材の調達に限らない。 ＜現状＞ 年 1 回「千葉県応急仮設住宅供給対応訓練」を開催している。 ＜目標＞ 毎年度協議を実施し、関連する訓練を実施する。	住宅課
(158) 高齢者や障害者に配慮した住宅供給体制の検討〔平成 38 年度まで（長期）〕 福祉仮設住宅などの供給方針について、福祉部局等との協議を検討する。 ＜現状＞ 福祉仮設住宅の供給について詳細な検討は特にされていない。 ＜目標＞ 供給体制の確認・整理をする。	住宅課
(159) 復興住宅の建設指針の検討〔平成 38 年度まで（長期）〕 復興住宅の建設指針を検討する。 ＜現状＞ 特に検討されていない。 ＜目標＞ 検討の実施	住宅課

49 都市の復興

[主務課]

(160) 都市基盤施設等の復旧・復興対策の検討〔平成 38 年度まで（長期）〕 地震・津波等の災害に強いまちづくりの検討を行う。 ＜現状＞ ・「震災時における県土整備部の対応計画」及び「県土整備部震災実働マニュアル」を策定し、発災時の県土整備部の職員及び関係機関がなすべき具体的な活動内容を定めた。 ・千葉県版「くしの歯作戦」を策定し、津波被害を想定した道路啓開候補路線を選定した。 ・「首都直下地震千葉エリア道路啓開調整会議」を設置し、道路管理者、占用者、警察・自衛隊、協定団体が連携し、道路啓開に係る課題解決に向けた検討、道路啓開訓練を実施している。 ・千葉港 BCP、木更津港 BCP を策定し、各関係主体の発災時の行動を定めた。 ・各流域下水道 BCP を策定し、流域下水道機能の維持・早期回復のための行動手順を定めた。 ＜目標＞ 「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」に基づき、政策課題ごとの復興施策の方向性を踏まえた復興対策の検討を行う。また、震災後の対策や活動内容について検討を行う。	県土整備政策課
---	---------

⑮生活・産業の復旧・復興

50 被災者の生活支援

[主務課]

(161) 物価安定に係る消費者関連情報の検討〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害復旧時の物価の安定を図るため、生活必需品の価格や需給状況等の消費者関連情報を的確に把握し、消費者に提供する。 ＜現状＞ 千葉県生協連と応急物資の安定供給等について協定を締結している。 ＜目標＞ 緊急時に適切に対応する。	くらし安全推進課
(162) 悪質商法や便乗値上げの防止策の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 被災者の生活保護の観点から、販売店等で売惜しみや、便乗値上げが起こらないよう要請、指導を行う。 ＜現状＞ 千葉県生協連と応急物資の安定供給等について協定を締結している。 ＜目標＞ 緊急時に適切に対応する。	くらし安全推進課
(163) 被災納税者に対する県税の減免措置等の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害が発生した場合において、被災納税者に対し、千葉県県税条例及び地方税法に基づき、県税の減免、期限の延長及び徴収猶予の措置を講じる。 ＜現状＞ ・東日本大震災や熊本地震による被災納税者に対し、県税の申告等の期限の延長等の措置を実施。 ・千葉県ホームページに、「災害による被災者に対する県税の減免等の取扱い」等を掲載。 ＜目標＞ ・災害の状況に応じて、千葉県県税条例及び地方税法に基づく県税の減免、期限の延長及び徴収猶予の措置を適切に実施。 ・県税の減免措置等の内容について、千葉県ホームページ等により迅速に周知。	税務課
(164) 奨学資金の貸付〔平成 38 年度まで（長期）〕 被災により、家財や就労機会等の喪失による世帯収入の減少に伴い経済的に困窮する家庭の増加が想定されることから、奨学資金の貸付により修学を援助する。 ＜現状＞ 平成 26 年度までに、東日本大震災への対応として、緊急貸付要件を緩和し、2 件の貸付を行った。平成 27 年度以降は実績なし。 ＜目標＞ 被災した生徒が奨学金貸付を希望すれば、100% 貸し付ける。	教育庁財務施設課

(165) 私立高等学校授業料の減免〔平成 38 年度まで（長期）〕 経済的な理由から授業料等の納付が困難な状況にある保護者の負担を軽減し、生徒の修学促進を図るため、県内の私立高等学校、私立高等専修学校が行う授業料減免事業に対して補助する制度において、罹災世帯については、収入による基準を設けずに授業料月額額の 3 分の 2 を補助する。 ＜現状＞ 補助の実施 ＜目標＞ 罹災世帯の私立高等学校に係る授業料月額額の 3 分の 2 を補助することにより、経済的な理由から授業料等の納付が困難な状況にある保護者の負担を軽減し、生徒の修学促進を図る。	学事課
---	------------

51 被災者支援の周知

[主務課]

(166) 被災者への支援対策の広報〔平成 38 年度まで（長期）〕 被災者への支援対策について、各種広報媒体を利用して県民へ広報し、周知徹底を図る。 県民からの相談に的確かつ迅速に対応するとともに、担当課を判断し速やかに連携を図る。 ＜現状＞ 広報広聴災害対応マニュアル等による適切な対応に務めている。 ＜目標＞ 正確な情報を的確に周知徹底し、相談について迅速に対応する。	報道広報課
---	--------------

52 保健対策の推進

[主務課]

(167) 災害時保健活動の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 被災直後から、避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談および啓発活動を実施できる体制を整備する。 《災害時における保健活動の対応能力向上のための研修会開催》 ＜現状＞ 毎年度 1 回開催 ＜目標＞ 内容を充実し、毎年度 1 回開催する。	健康づくり支援課
--	-----------------

53 福祉の確保

[主務課]

(168) 福祉の人材活用の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕 ボランティアの登録制度の充実を図るなど、災害時に活動できる介護の資格や経験を有する人材の確保を図る。 また、災害時における要配慮者に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう、広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。 《災害時に活動できる介護の資格や経験を有する人材》 ＜現状＞ 千葉県社会福祉協議会への一般ボランティア登録数 93,425 人（平成 26 年度末） ＜目標＞ 千葉県ボランティアセンターの活動補助を行うこと等により、千葉県社会福祉協議会への一般ボランティア登録数について拡大を図る。	健康福祉指導課
--	----------------

54 雇用対策の推進

[主務課]

(169) 労働相談及び就労支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 労働相談センターにおいて、労働相談を行う。 ジョブカフェちばやジョブサポートセンターにおいて、就労支援を行う。 ＜現状＞ 労働相談及び就労支援の実施 ＜目標＞ 大規模災害時には、各関係機関と連携し、現地において、被災者の労働相談及び就労支援を行う。	雇用労働課
--	--------------

55 中小企業への支援

[主務課]

(170) 制度融資による金融支援〔平成 38 年度まで（長期）〕 金融相談窓口を設置する。 金融機関に対する被災中小企業者の資金繰り円滑化のための協力要請等を行う。 制度融資の PR を行う。 《制度融資による被災中小企業者の事業再建のための資金繰り支援》 ＜現状＞ ・制度融資のしおりの発行 ・商工団体主催の研修会において制度の説明を実施 ・セーフティネット資金震災復興枠 融資残高(平成 28 年 10 月末) 2,297 件、14,129 百万円 ＜目標＞ セーフティネット資金の更なる周知に努めるとともに、必要に応じて制度を見直す。	経営支援課
--	--------------

(171) BCP の啓蒙・普及〔平成 38 年度まで（長期）〕 セミナーの開催及び制度、取組の PR を実施する。 《事前対策として、事業継続計画（BCP）の普及》 ＜現状＞ 普及・実践を図るセミナーを開催 （平成 28 年 11 月 28 日 参加者 37 名） ＜目標＞ 中小企業者に BCP の重要性を認識してもらい、広く計画策定を推進する。	経営支援課
--	-------

56 農林水産業への支援

[主務課]

(172) 農林漁業者への復旧資金の融資〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害等により被害を受けた農林漁業者の経営の維持安定を図るため、利子補給を実施することにより低利な復旧資金を融資する。 （天災融資利子補給・千葉県農業（漁業）災害対策資金利子補給） ＜現状＞ 既存災害融資制度有り ※平成 23 年 3 月の東日本大震災については、 農業関係：24 件、7,234 万円 漁業関係：3 件、1,380 万円 を融資しており、当該融資に係る利子補給を平成 31 年度まで継続予定である。 ＜目標＞ 災害復旧資金の円滑な提供	団体指導課
(173) 農業共済制度・漁業共済制度の適正な運営〔平成 38 年度まで（長期）〕 災害等により被害を受けた農業者及び漁業者の損失を補填する共済制度の適正な運営を図る。また、漁業共済について、運営主体である漁業共済組合に対し、共済金の円滑な支払いのための資金の貸付を行うとともに、漁業者が負担する掛金の一部を助成する。 ＜現状＞ 既存共済制度有り ※平成 23 年 3 月の東日本大震災については、 農業共済：158 件、約 6,251 万円、 漁業共済：71 件、約 1 億 6,655 万円、 の共済金の支払いがあった。 ＜目標＞ 被災者への迅速な損失補填	団体指導課

第4章 千葉県北西部直下地震における対策効果の検討

今後 10 年間で減災対策を実施することにより、想定される被害がどの程度低減されるかについて、千葉県北西部直下地震を対象として試算しました。

表 減災対策の実施による対策効果

想定項目	現状	対策実施後
建物全壊・焼失棟数 (冬 18 時、風速 8m/s)	合計：約 81,200 棟 (内)揺れ：約 53,200 棟 (内)焼失：約 26,200 棟	合計：約 32,900 棟 (内)揺れ：約 21,600 棟 (内)焼失：約 9,600 棟
死者数 (冬 18 時、風速 8m/s)	合計：約 2,100 人 (内)建物倒壊：約 660 人 (内)火災：約 1,400 人	合計：約 930 人 (内)建物倒壊：約 440 人 (内)火災：約 470 人
避難者数 (冬 18 時、風速 8m/s)	約 298,300 人 (1 日後) 約 686,100 人 (1 週間後) 約 806,600 人 (2 週間後) 約 540,500 人 (4 週間後) 約 507,900 人 (1 ヶ月後)	約 120,900 人 (1 日後) 約 322,100 人 (1 週間後) 約 384,900 人 (2 週間後) 約 246,700 人 (4 週間後) 約 229,700 人 (1 ヶ月後)
自力脱出困難者数 (冬 5 時)	約 9,100 人	約 7,200 人
震災廃棄物 (冬 18 時、風速 8m/s)	約 8,353,200 トン	約 3,383,800 トン
経済被害額 (冬 18 時、風速 8m/s)	直接：約 8 兆 1,400 億円 間接：約 1 兆 5,100 億円	直接：約 3 兆 4,600 億円 間接：約 6,400 億円

建物被害（全壊・焼失棟数）の低減

約 81,200 棟⇒約 32,900 棟（59%減、48,300 棟減）

【減災のための主な施策内容と効果】

■揺れによる建物被害の低減（全壊棟数約 53,200 棟⇒約 21,600 棟）

- ・住宅等の耐震化率を 95%に向上（59%減、31,600 棟減）

■火災による建物被害の低減

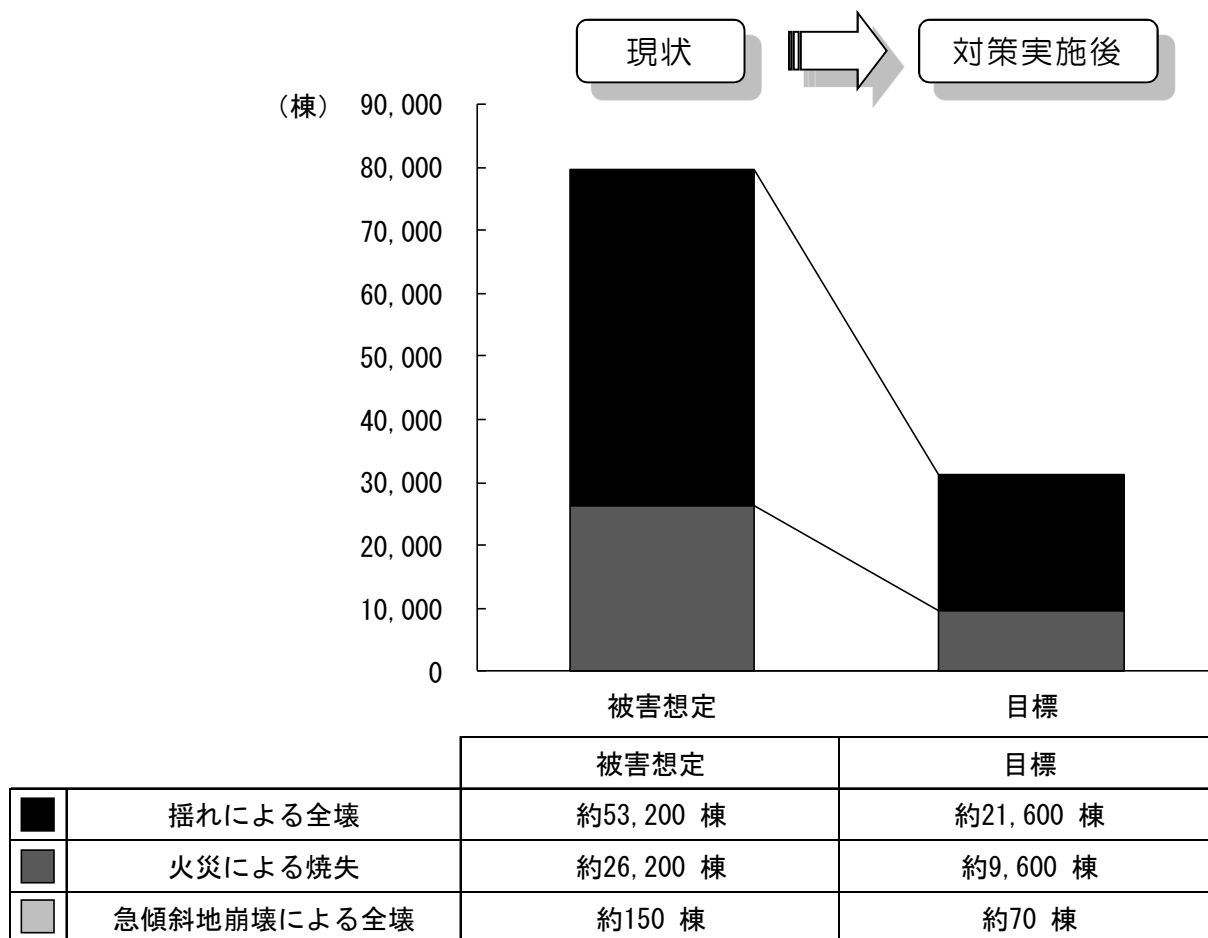
（焼失棟数約 26,200 棟⇒約 9,600 棟（63%減、16,600 棟減））

- ・建物の耐震化に伴う出火・延焼の低減（3,200 棟減）
- ・家具転倒防止対策の促進や消防・防災訓練参加率向上による初期消火率向上（7,100 棟減）
- ・感震ブレーカーの設置促進（延焼のおそれのある密集市街地での普及率 25%）（6,300 棟減）

■急傾斜地崩壊による建物被害の低減

（全壊棟数約 150 棟⇒約 70 棟（47%減、70 棟減））

- ・急傾斜地崩壊危険箇所の対策工の促進（70 棟減）

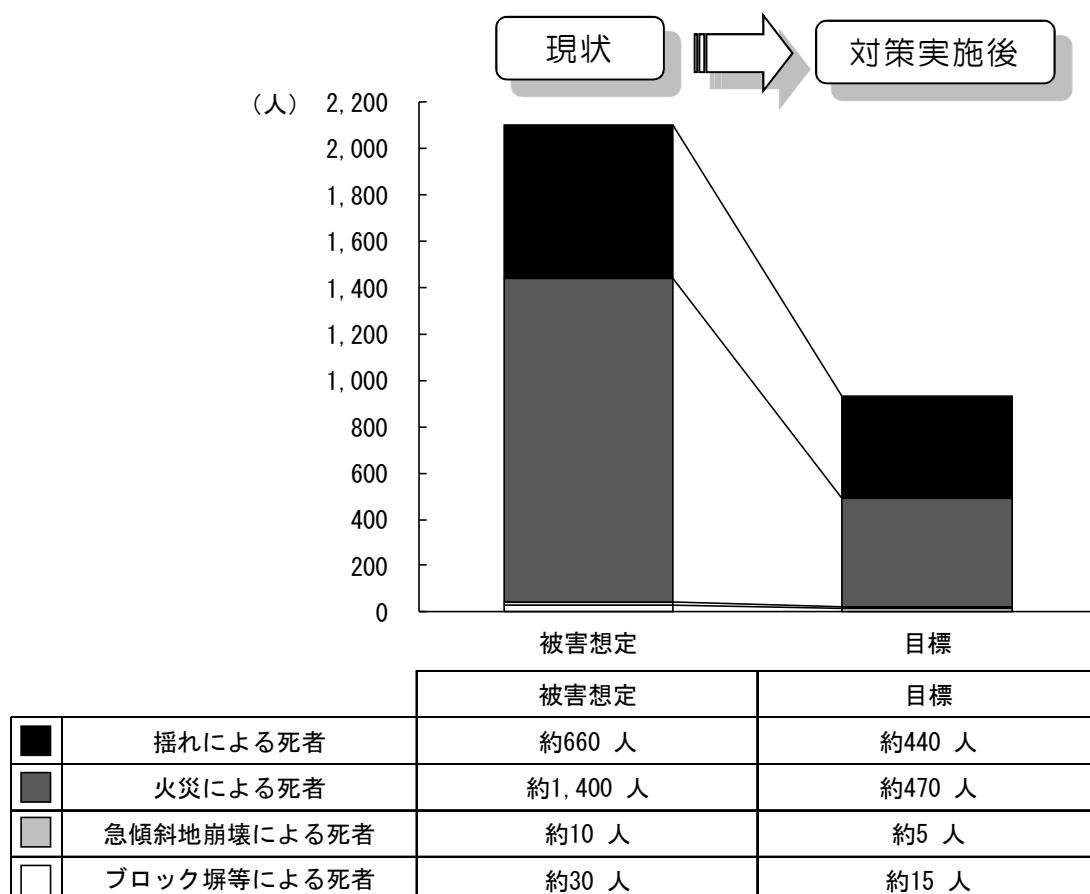


死者数の低減

約 2,100 人⇒約 930 人（56%減、1,170 人減）

【減災のための主な施策内容と効果】

- 揺れによる死者の低減（死者数約 660 人⇒約 440 人（33%減、220 人減））
 - ・倒壊建物数の低減（住宅等の耐震化率を 95%に向上）
 - ・家具の転倒防止対策や各種落下物対策の推進による死者の低減
- 火災による死者の低減（死者数約 1,400 人⇒約 470 人（66%減、930 人減））
 - ・建物の耐震化に伴う出火・延焼の低減（180 人減）
 - ・家具転倒防止対策の促進や消防・防災訓練参加率向上による初期消火率向上（390 人減）
 - ・感震ブレーカーの設置促進（延焼のおそれのある密集市街地での普及率 25%）（360 人減）
- 急傾斜地崩壊による死者の低減（死者数約 10 人⇒約 5 人（50%減、5 人減））
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所の対策工の促進（5 人減）
- ブロック塀等による死者の低減
（死者数約 30 人⇒約 15 人（50%減、15 人減））
 - ・ブロック塀対策や自動販売機の転倒防止対策の推進により、倒壊・転倒被害が半減（15 人減）



避難者数の低減（地震発生 2 週間後）

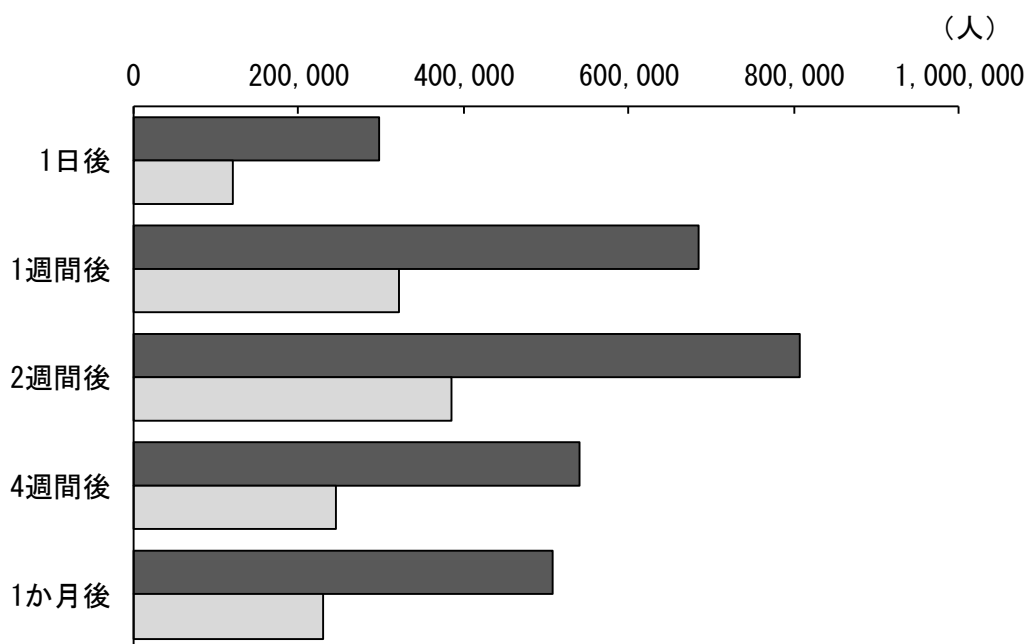
約 806,600 人⇒約 384,900 人（52%減、421,700 人減）

【減災のための主な施策内容と効果】

■建物の耐震化等による揺れや火災の建物被害の低減（177,450 人減）

■水道管路の耐震化・液状化対策による断水世帯数の低減（244,250 人減）

避難者数（2 週間後）約 806,600 人⇒約 384,900 人（52%減、421,700 人減）



	■ 被害想定	□ 目標
1日後	約298,300 人	約120,900 人
1週間後	約686,100 人	約322,100 人
2週間後	約806,600 人	約384,900 人
4週間後	約540,500 人	約246,700 人
1か月後	約507,900 人	約229,700 人

自力脱出困難者数の低減

約 9,100 人⇒約 7,200 人（21%減、1,900 人減）

【減災のための主な施策内容と効果】

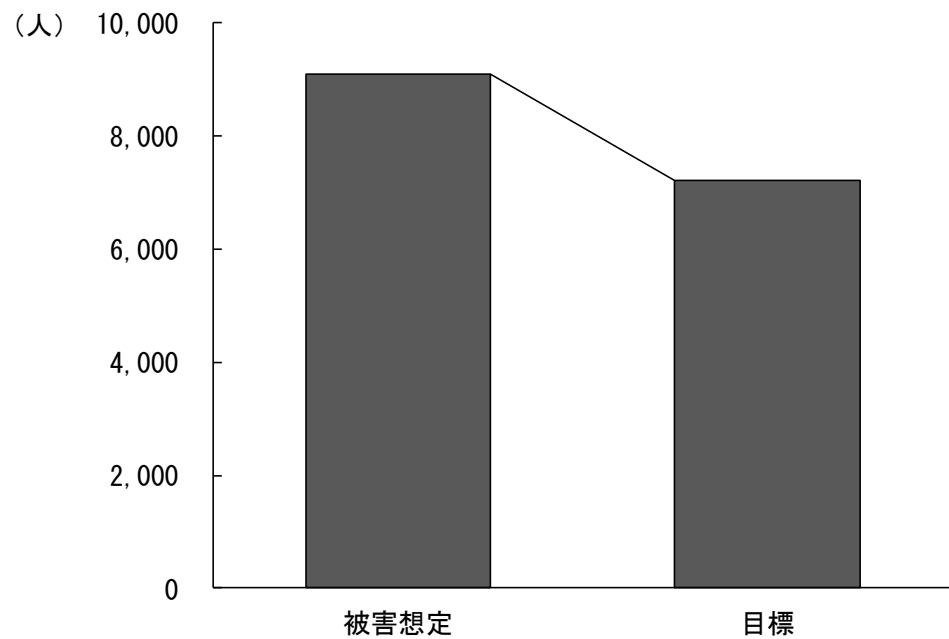
■建物被害の低減による自力脱出困難者の発生の低減

自力脱出困難者数 約 9,100 人⇒約 7,200 人（21%減、1,900 人減）

- ・倒壊建物数の低減（住宅等の耐震化率を 95%に向上）（1,900 人減）

現状

対策実施後



	被害想定	目標
自力脱出困難者数	約9,100 人	約7,200 人

震災廃棄物発生の低減

約 8,353,200 トン⇒約 3,383,800 トン（59%、4,969,400 トン減）

【減災のための主な施策内容と効果】

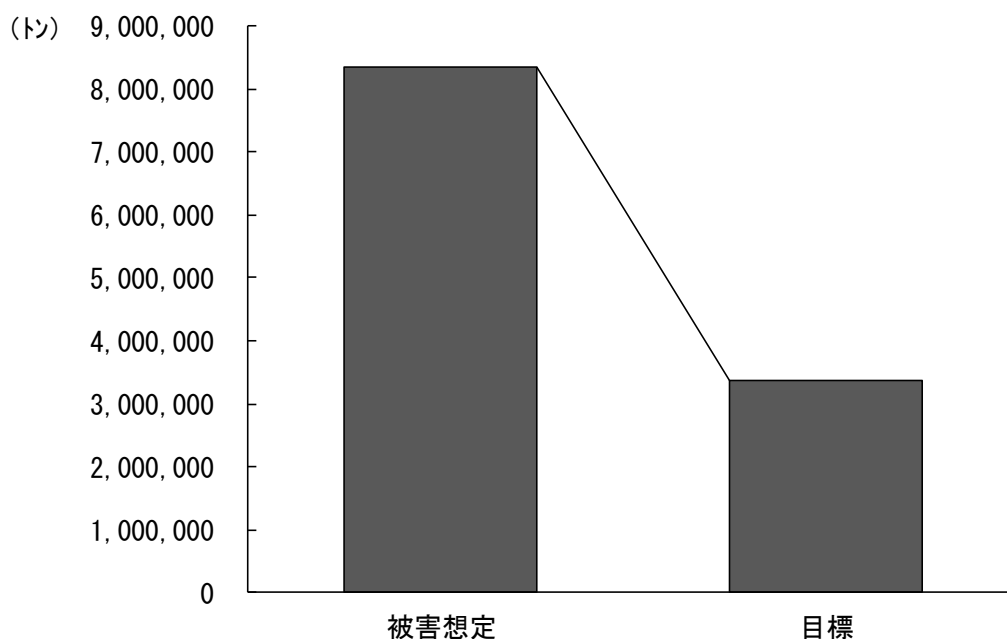
■建物被害の低減による震災廃棄物の発生低減

震災廃棄物の発生 約 8,353,200 トン⇒約 3,383,800 トン
（59%減、4,969,400 トン減）

- ・住宅等の耐震化率を95%に向上（3,249,800 トン減）
- ・建物の耐震化に伴う出火・延焼の低減（326,000 トン減）
- ・家具転倒防止対策の促進や消防・防災訓練参加率向上による初期消火率向上（734,000 トン減）
- ・感震ブレーカーの設置促進による電気火災の低減（652,000 トン減）
- ・急傾斜地崩壊危険箇所の対策工の促進（7,600 トン減）

現状

対策実施後



	被害想定	目標
震災廃棄物	約8,353,200 トン	約3,383,800 トン

経済被害額の低減

約 9 兆 6,500 億円⇒約 4 兆 1,000 億円（58%減、5 兆 5,500 億円減）

直接被害額 約 8 兆 1,400 億円⇒約 3 兆 4,600 億円
（57%減、約 4 兆 6,800 億円減）

間接被害額 約 1 兆 5,100 億円⇒ 約 6,400 億円
（58%減、約 8,700 億円減）

【減災のための主な施策内容と効果】

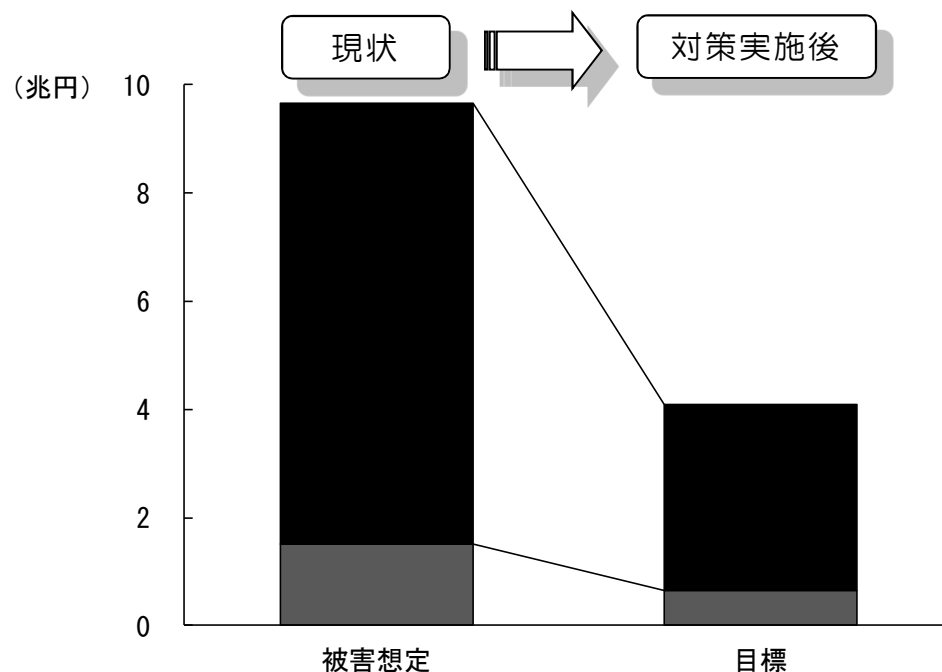
■直接被害額の低減（約 8 兆 1,400 億円⇒約 3 兆 4,600 億円

（57%減、4 兆 6,800 億円減）

- ・耐震化・火災対策による建物被害の低減（家財・償却資産・在庫資産等を含む）（4 兆 2,400 億円減）
- ・上下水道管の耐震化・液状化対策による低減（2,100 億円減）
- ・緊急輸送道路を中心に、橋梁の耐震化による低減（1,900 億円減）
- ・港湾の耐震強化岸壁の整備促進による低減（400 億円減）

■間接被害額の低減（約 1 兆 5,100 億円⇒約 6,400 億円（58%、8,700 億円減））

- ・建物等被害の低減による、生産低下に伴う被害の低減
- ・人的被害の低減による生産力の維持



		被害想定	目標
■	直接被害額	約8兆1,400億 円	約3兆4,600億 円
■	間接被害額	約1兆5,100億 円	約6,400億 円
	合計	約9兆6,500億 円	約4兆1,000億 円